

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	ドイツ基本法上の議院内閣制における信任—信任手続を中心—
他言語論題 Title in other language	Confidence in German Parliamentary Government Provided by German Basic Law
著者 / 所属 Author(s)	河島 太郎 (KAWASHIMA Taro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 前 主任調査員 憲法調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	857
刊行日 Issue Date	2022-5-20
ページ Pages	23-52
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ドイツの議院内閣制における信任の意義について、下院における首相選挙及び首相の信任手続に関するドイツ連邦共和国基本法の規定とその運用事例から考察する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# ドイツ基本法上の議院内閣制における信任 —信任手続を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
前 主任調査員 憲法調査室 河島 太郎

## 目 次

はじめに

- I ワイマール共和制の崩壊
  - 1 ワイマール憲法上の議院内閣制
  - 2 ワイマール共和制の議院内閣制の運用
- II ドイツ連邦共和国基本法上の議院内閣制
  - 1 ドイツ連邦共和国基本法の統治機構の特色
  - 2 議院内閣制の概要
- III ドイツ連邦共和国基本法上の信任手続
  - 1 下院の首相選挙の原則手続
  - 2 不信任手続上の首相選挙
  - 3 狭義の信任手続
  - 4 防衛事態の間の信任手続
- IV 信任手続の事例
  - 1 原則手続による首相選挙
  - 2 不信任手続上の首相選挙
  - 3 狭義の信任手続

結びに代えて

- 1 政権運営の安定化を図る信任案
- 2 自主解散制度の導入の試み

別表 ドイツ下院の基本法上の信任手続事例

キーワード：憲法、統治機構、議会、内閣、議院内閣制、信任、不信任、解散

## 要 旨

- ① 戦前のワイマール共和制は、内閣が実権の大きな直接公選の大統領と下院の双方の信任に依拠する二元型議院内閣制であった。比例代表制で極端に多党化した下院では破壊的不信任決議も行われ、政権は常に不安定であった。次第に大統領の権限濫用で議院内閣制が空洞化し、間もなく成立したナチス政権は直接民主制の制度を濫用した。
- ② 戦後ドイツでは、ワイマール共和制の教訓から、大統領の実権を抑えて、下院を連邦唯一の直接公選の機関とし、内閣が専ら下院の信任に依拠する一元型議院内閣制が形成された。総選挙後新下院で首相選挙を行う制度が、広義の信任手続の一環として導入された。下院は選挙制度の仕組みで極端な多党化を防ぎ、その信任に依拠する安定した連立内閣が定着した。
- ③ ドイツの議院内閣制は首相が信任の対象とされ、下院の首相選挙や首相の信任案の処理手続（信任手続）が導入された。信任案には、単独信任案と他の案件に附帯する附帯信任案があるほか、信任案が否決されると a) 下院解散、b) 首相の後任者の選挙、c) 立法緊急事態等の多様な選択肢が生じる。ただし、複雑な立法緊急事態の制度は実例がなく、附帯信任案も事例 1 件である。また、不信任手続は、ワイマール共和制の破壊的不信任決議を避けて、不信任決議と首相の後任者の選挙を一体化した建設的不信任決議の手続となっている。
- ④ 信任案の提出事例 5 件中、可決事例 2 件、否決事例 3 件である。否決事例 3 件は、全て解散目的で提出された信任案が与党議員の棄権で否決された事例である。信任案の可決事例 2 件中、附帯信任案、単独信任案が各 1 件ある。ただし、単独信任案の可決事例ではその後 1 年弱で建設的不信任決議により首相が交代している。
- ⑤ 不信任手続上の首相選挙は、候補者の落選事例と当選事例が各 1 件ある。その後、落選事例では不信任案の否決で留任した首相が、当選事例でも当選した後任者の首相が、ともに解散目的の信任案を提出して否決され、下院が解散されている。
- ⑥ ドイツの議院内閣制では、不信任案を可決しても不可能な下院の解散が信任案を否決すると可能となり、解散目的の信任案が提出される誘因となっている。自主解散制度を導入する基本法改正で解決を図る動向もあったが実現に至っていない。

## はじめに

多くの民主国家の統治機構はおおむね立法権、行政権、司法権の3つの権力機関に分かれ、これらの権力機関相互の抑制と均衡を図る権力分立が人権保障と並んで民主国家の憲法上の要諦とされている。憲法上の権力分立形態は多様で、立法権と行政権の分立は、主に大統領制と議院内閣制の2類型に大別される。後者は、内閣が議会（特に下院）の信任に依拠する制度とされるが、さらに①内閣が専ら議会の信任に依拠する一元型議院内閣制と②議会と元首（大統領）の双方の信任に依拠する二元型議院内閣制に分類される<sup>(1)</sup>。議会で不信任案の可決や信任案の否決があると、内閣総辞職又は議会（特に下院）の解散が行われる。

ドイツ連邦共和国（以下単に「ドイツ」という。）の大統領は実権に乏しく、首相に権限が集中する政治体制は一元型議院内閣制に区分されている。その不信任手続に独特な仕組みがあり、更に信任手続には制度設計と異なる運用実態もある。

本稿は、このようなドイツの議院内閣制について、主に信任手続から内閣の信任の意義を考察し、今後の日本国憲法上の議院内閣制の運用や考察に資する情報の提供を図ることとする。

以下、第2次世界大戦前のワイマール共和制の崩壊（Ⅰ）を教訓とした現行憲法に相当するドイツ連邦共和国基本法<sup>(2)</sup>（以下単に「基本法」という。）の定める統治機構の概要（Ⅱ）、基本法上の議院内閣制における信任手続（Ⅲ）、信任手続の運用事例（Ⅳ）、最後に信任手続の特徴の一端と改革の試みを紹介する（結びに代えて）。

## Ⅰ ワイマール共和制の崩壊

本章では、第2次世界大戦後のドイツの議院内閣制が教訓とした戦前のワイマール共和制の崩壊の経験について簡単に触れておく。ワイマール共和制は、実権の大きな直接公選の大統領と下院の双方の信任に依拠する二元型議院内閣制であり、下院が比例代表制により極端に多党化したことから、内閣は常に不安定であった。ワイマール共和制の前半は大統領の抑制的な権限行使により下院の信任が重視されたが、後半は次第に大統領の信任の重視とその権限濫用が増えた。最後に専ら大統領の信任に依拠する大統領内閣が現れて議院内閣制が空洞化し、ついにヒトラー（Adolf Hitler）内閣が成立してワイマール共和制は崩壊した。

### 1 ワイマール憲法上の議院内閣制

第1次世界大戦後のワイマール共和制（1919～1933年）の議院内閣制に関係する主な統治機構には、元首の大統領（Reichspräsident. ワイマール憲法（Weimarer Reichsverfassung: WRV<sup>(3)</sup>）

\*本稿におけるインターネット情報は、2022年3月28日現在のものである。

(1) 岩間昭道「議院内閣制」大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂、2001、p.66。歴史的には実権のある君主と議会の対峙の下で二元型議院内閣制が成立し、当該実権が名目化して一元型議院内閣制に推移した。現代でも公選の大統領と議会の双方の信任に依拠する新たな二元型議院内閣制があり、そこから大統領制と議院内閣制の折衷形態として半大統領制が析出され第3類型とされることもある。

(2) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl. S. 1).

(3) 正式にはドイツ国憲法（Die Verfassung des Deutschen Reiches vom 11. August 1919 (RGBl. S. 1383)）であるが、ワイマール憲法の通称が多用されている。基本法第140条等の規定により、現行憲法として有効なワイマール憲法第136条～第139条及び第141条について、連邦政府法令サイト Gesetze im Internet <<http://www.gesetze-im->

第41条～第51条)、首相(Reichskanzler)と大臣(Reichsminister)で組織された内閣(Reichsregierung, WRV第52条～第59条)、立法機関に属する下院(Reichstag, WRV第20条～第40a条)等があった<sup>(4)</sup>。なお、州代表機関の上院(Reichsrat, WRV第60条～第67条)は<sup>(5)</sup>、議院内閣制と特に関係がないため本稿では言及しない。

下院は、任期4年で、全国民を代表する選挙された議員で組織された(WRV第20条～第23条)。直接公選の大統領は任期7年で多選制限がなく(WRV第41条・第43条第1項)、首相は大統領が任免した(WRV第53条)。大臣は首相の申出により大統領が任免した(同条)が、大統領の意向による直接的な任命も可能であった<sup>(6)</sup>。内閣成立について下院の信任手続規定はなく<sup>(7)</sup>、WRV第54条により、職務遂行に下院の信任が必要な各閣僚(首相と各大臣)は、下院の明示の議決で信任を失うと辞職を余儀なくされた。大統領の下院解散は同一事由につき1回限りで(WRV第25条)<sup>(8)</sup>、首相の副署も必要とされた(WRV第51条<sup>(9)</sup>)<sup>(9)</sup>が、これらの制限は実質的に機能しなかった<sup>(10)</sup>。

このように、閣僚が下院の信任を必要とし、民主的な正統性を有する直接公選の大統領が実質的な任命権者となるワイマール共和制の政治体制は、大統領と下院の双方の信任が必要な二元型議院内閣制である。憲法上、下院による信任の対象は内閣ではなく個別の閣僚であり、内閣の連帯責任や総辞職に関する規定もないが、首相の辞職に伴い事実上の内閣総辞職が行われた<sup>(11)</sup>。

大統領は、下院の議決を国民投票に付して覆すことができた。例えば、法律制定について、下院による法律の議決<sup>(12)</sup>後1か月以内に大統領は国民投票に付し(WRV第73条第1項)<sup>(13)</sup>、有権者の過半数が投票して有効投票の過半数が反対すると<sup>(14)</sup>下院の議決が失効した(WRV第75条)<sup>(15)</sup>。

internet.de/wrv/WRV.pdf> も、題名に WRV の略称を用いている。

(4) Ch. グズイ(原田武夫訳)『ヴァイマール憲法—全体像と現実—』風行社, 2002, pp.83-84. (原書名: Christoph Gusy, *Die Weimarer Reichsverfassung*, Tübingen: Mohr Siebeck, 1997.) その他、経済評議会(Reichswirtschaftsrat, WRV第165条第4項)が立法機関の1つとされることもあるが、実際は諮問機関であった(同, p.84)。

(5) 原則として各州の内閣(Regierungen)の閣僚等(Mitglieder)が議員となった(WRV第63条)。

(6) 厳密に言えばワイマール共和制崩壊直後の例であるが、ヒトラー内閣の外相と国防相は、ヒンデンブルク大統領の直接指名で任命された。成瀬治ほか編『ドイツ史3—1890年～現在—』(世界歴史大系)山川出版社, 1997, p.201. (芝健介執筆部分)

(7) WRV第54条の制定過程から、職務遂行に必要な信任は、下院の明示の議決まで失われないと解釈され、下院が任意に信任を議決した例も数件にすぎない。阿部照哉「ワイマール憲法下の統治機構—議会主義を中心として—」『法学論叢』70巻6号, 1962.3, p.44; グズイ 前掲注(4), pp.56-57, 332.

(8) 下院の解散は1924年3月13日から1933年2月1日までに7回(同年10月14日の解散を含めれば8回)行われている。„Nr.162 (Nr.159). Übersicht über die Fälle der Auflösung des Reichstags 1924-1933,“ Ernst Rudolf Huber, *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 4: Deutsche Verfassungsdokumente 1919-1933, 3. Aufl., Stuttgart, Berlin, Köln: W. Kohlhammer, 1991, S. 184-187.

(9) WRV第51条は首相又は大臣の副署がない大統領の命令及び処分は全て無効とし、下院解散は首相の副署が必要とされた。阿部 前掲注(7), p.40.

(10) 同一事由の認定や、任免権者の大統領に首相が副署を拒否することには困難があった。同上, pp.45-47.

(11) „Übersicht über die Reichskabinette der Weimarer Zeit,“ Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 6: Die Weimarer Reichsverfassung, Stuttgart, Berlin, Köln: W. Kohlhammer, 1981, S. 328-329.

(12) ワイマール共和制期の法律制定には両院の意思の一致が必要であったが、形式上は下院の議決した法律に上院の異議がなければ法律が成立した(WRV第74条)。

(13) このほか法律の制定については、例えば①上院の異議で下院の再議に付された法律について両院の意見が一致しないときは3か月以内に不一致事項を、②下院が当該法律を3分の2の多数で再議決をしたときは3か月以内に当該法律を、大統領は国民投票に付すこともできた(WRV第74条第3項)。

(14) 阿部 前掲注(7), p.49.

(15) その他、直接民主制の制度で有権者の支持を得た大統領が下院に優越する仕組みとして、大統領の解職請求の制度があった。下院が3分の2の特別多数決でその議決をすると大統領は休職するが、解職請求が国民投票で否決されると大統領の再選が擬制され下院解散が行われた(WRV第43条第2項)。

その後のナチス時代には、その独裁の正当化に国民投票が濫用されたことから<sup>(16)</sup>、第2次世界大戦後に直接民主制の制度が忌避される要因となった。

## 2 ワイマール共和制の議院内閣制の運用

ワイマール共和制前半は、社会民主党出身のエーベルト (Friedrich Ebert) 大統領 (在任 1919 ~ 1925 年)<sup>(17)</sup> による組閣への関与が名目的で、下院による内閣の信任が重視された<sup>(18)</sup>。この時代に、大統領が①各党首、下院議長、元首相等と協議し、②これらの協議結果に基づいて選定した首相候補者に組閣作業を委ね、③関係各党の連立交渉による人選の結果を受けて閣僚を任命する組閣手続の慣行が成立した<sup>(19)</sup>。その点では、ワイマール共和制前半の二元型議院内閣制は、事実上、一元型議院内閣制として運用されたと言えるであろう<sup>(20)</sup>。

ワイマール共和制の約 14 年間は、総選挙が 8 回も行われた<sup>(21)</sup>。選挙制度が阻止条項<sup>(22)</sup>のない比例代表制<sup>(23)</sup>で下院は極端に多党化<sup>(24)</sup>し、下院議員を有する政党は 10 ~ 15 党に上った。頻繁な政権交代が常態化した連立内閣の数は 20 に及び<sup>(25)</sup>、その大半が少数与党内閣であった<sup>(26)</sup>。

内閣総辞職の事由には一部与党の連立離脱等 (連立崩壊) が多く、これにより内閣は下院の

(16) 加藤一彦「ナチス政権下の国民投票—アクラマティオの行く末—」『現代法学』35号, 2018.12, pp.3-24; 飯島滋明「ヒトラー・ナチス政権下における「非常事態権限」(ヴァイマール憲法48条)と「国民投票」(岡澤憲一郎教授退職記念号)」『名古屋学院大学論集. 社会科学篇』53巻2号, 2016, pp.43-64.

(17) エーベルト大統領は、共和制当初の経過措置として憲法制定国民議会で1919年2月11日に暫定大統領として選出された。初代大統領の任期は1925年6月30日まで延長されたが(WRV第180条後段)、直接選挙を経ないまま任期中の同年2月28日に急逝した。間接公選(後掲注39)で民主的正統性に乏しかった同大統領は、国民の統合の象徴になれなかったと指摘されている。成瀬ほか編 前掲注(6), pp.128, 159-160. (木村靖二執筆部分)

(18) 阿部 前掲注(7), p.42.

(19) 小林昭三『ワイマール大統領論研究序説』成文堂, 1964, pp.167-168; 阿部 同上, p.42.

(20) エーベルト大統領もWRV第48条の緊急措置権等(後掲注31)の実権を行使したが、同条に基づく135件の緊急命令は、おおむね憲法の趣旨に沿って行われたと指摘されている。成瀬ほか編 前掲注(6), pp.129-130. (木村靖二執筆部分)

(21) „1.3.1. Nationalversammlung 1919 und Reichstage 1920 bis 1933,“ Jürgen Falter et al., *Wahlen und Abstimmungen in der Weimarer Republik: Materialien zum Wahlverhalten 1919-1933*, München: C.H. Beck, 1986, S. 41-44; „Nr.533 (Nr.527) Ergebnisse der Wahlen im Reich 1919 bis 1933,“ Huber, *op.cit.*(8), S. 668-669. なお、正確には、憲法制定国民議会選挙1回、下院総選挙7回(ヒトラー内閣時代の1933年3月5日の総選挙を含めれば8回)である。また、下院の任期は4年であったが、初回の設置選挙以外は全て解散総選挙で、その頻度は平均2年に1回である。

(22) 「阻止条項」とは、名簿式比例代表制について、選挙法上、法定の得票率に達しない名簿届出政党の候補者名簿には当選人数を配分しない旨の規定をいう。杉原泰雄編集代表『体系憲法事典 新版』青林書院, 2008, p.221. (只野雅人執筆部分)

(23) WRV第22条で、比例代表制は、下院選挙制度の原則の1つとされた。なお、選挙制度の詳細は、選挙法(Reichswahlgesetz vom 27. April 1920 (RGBl. S. 627))で定められた。

(24) ワイマール共和制期の政党制は「分極的多党制」(「極端な多党制」)に整理される。ジョヴァンニ・サルトリ(岡沢憲夫・川野秀之訳)『現代政党学—政党システム論の分析枠組み—普及版』早稲田大学出版部, 2000, pp.254-255. (原書名: Giovanni Sartori, *Parties and party systems: a framework for analysis*, Cambridge [Eng.], New York: Cambridge University Press, 1976.)

(25) 1919年2月13日に成立したシャイデマン(Philipp Scheidemann)内閣から1933年1月28日に退陣したシュライヒャー(Kurt von Schleicher)内閣までの内閣である。„Übersicht über die Reichskabinette der Weimarer Zeit,“ *op.cit.*(11) ただし、1933年1月30日成立のヒトラー内閣を含める文献もある。„Tab. 1.3.1.4: Regierungskoalitionen und ihr parlamentarischer Rückhalt,“ Falter et al., *op.cit.*(21), S. 45.

(26) 内閣20のうち少数与党内閣12、多数与党内閣7、多数与党内閣が少数与党内閣に推移したもの1とされている。„Übersicht über die Reichskabinette der Weimarer Zeit,“ *ibid.*, S. 328 Fn. 18. 不信任決議による内閣総辞職の実例は少ないが、不信任決議のおそれ内閣を不安定化したと指摘されている。Klaus Stern, *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 1, 2. Aufl., München: C.H. Beck, 1984, S. 990. なお、„Tab. 1.3.1.4: Regierungskoalitionen und ihr parlamentarischer Rückhalt,“ *ibid.*; 渡辺重範「表1 ワイマール共和制期における連合形式と連合支持基盤」『ドイツ近代選挙制度史—制度史よりみたドイツ近代憲法史の一断面—』成文堂, 2000, p.188に与党の下院議席率が掲載されている。

信任の維持が困難であったと指摘されている<sup>(27)</sup>。ただし、実際は3件にすぎない不信任決議も、全て内閣不信任の一点で結束した異質な野党各党が政権交代の用意もないまま成立させた破壊的なものとされている<sup>(28)</sup>。なお、その経験は、第2次世界大戦後（以下「戦後」という。）に建設的不信任の手續（Ⅲ-2）が創設される契機となっている<sup>(29)</sup>。

このような状況の下で、ワイマール共和制後半は、軍人出身のヒンデンブルク（Paul von Beneckendorff und von Hindenburg）大統領（在任1925～1934年）<sup>(30)</sup>が次第に下院解散権、閣僚任免権、緊急措置（緊急事態の非常措置）権（WRV第48条）<sup>(31)</sup>等の大統領権限<sup>(32)</sup>を濫用するようになり<sup>(33)</sup>、最終的には専ら大統領の信任に依拠する大統領内閣（Präsidentkabinett）<sup>(34)</sup>が出現した。1933年に大統領内閣としてヒトラー内閣が成立し（ナチス政権）、ワイマール共和制は終焉（しゅうえん）を迎え<sup>(35)</sup>、WRVも事実上失効した<sup>(36)</sup>。このように、ワイマール共和制後半の議院内閣制は、事実上の一元型議院内閣制から名実共に二元型議院内閣制に移り、ついには下院の信任に依拠しない大統領内閣となって議院内閣制の実質を失い、ヒトラー内閣を成立させてナチス体制（第三帝国）に道を開いた。

## Ⅱ ドイツ連邦共和国基本法上の議院内閣制

戦後ドイツではワイマール共和制の崩壊（Ⅰ）を教訓として、基本法上、①大統領の権限の抑制、②内閣における首相の地位の強化、③下院の地位の向上等が行われ、その政治体制は一元型議院内閣制とされている<sup>(37)</sup>。主に総選挙で民主的正統性を改めた新下院が内閣の信任を

<sup>(27)</sup> 渡辺 同上, pp.187, 189. 渡辺暁彦「ドイツにおける議院内閣制と政権の安定—基本法六七条のいわゆる「建設的不信任投票」制度に関する一考察—」『同志社法學』52巻2号, 2000.7, p.348は、絶えず不信任決議の可能性があるという目に見えない圧力を看過すべきでないとする。

<sup>(28)</sup> 厳密に言えば、これらの決議3件中1件は不信任決議と同視される信任案の否決である。渡辺重範 同上, pp.190-191; Huber, *op.cit.*(11), S. 334.

<sup>(29)</sup> これに対し、専ら倒閣の要因となるWRV第54条は破壊的要素と評されている。渡辺暁彦 前掲注<sup>(27)</sup>, p.347.

<sup>(30)</sup> 旧ドイツ帝国の陸軍元帥で元参謀総長のヒンデンブルク大統領は、大統領在職中の1934年8月2日に死去した。

<sup>(31)</sup> WRV第48条第2項の緊急措置権は、戦争、内乱等の緊急事態に大統領が公共の安全及び秩序の回復に必要な措置（人権の停止や軍隊の動員を含む。）をとる権限である。その措置は下院に報告し、その求めに応じて廃止する必要があった（同条第3項）。緊急措置権に基づく大統領命令（緊急命令）は当初から経済危機に転用され、特に大統領内閣は法律に代え緊急命令を政策遂行に活用した。阿部照哉「ワイマール憲法の崩壊過程」『法学論叢』78巻3・4号, 1966.1, pp.60-63. 前掲注<sup>(20)</sup>・後掲注<sup>(33)</sup>・<sup>(36)</sup>参照。

<sup>(32)</sup> 軍の最高指揮権（WRV第47条）等を含め、大統領権限は、行使に首相又は主務大臣の副署が必要とされた（WRV第50条）。

<sup>(33)</sup> 1930年7月に下院の否決した内閣提出法案が緊急命令で制定され（WRV第48条第2項）、下院はその失効を議決した（同条第3項）が、ヒンデンブルク大統領は下院を解散して再び同様の緊急命令を制定した。塩津徹『現代ドイツ憲法史—ワイマール憲法からボン基本法へ—』成文堂, 2003, p.68; „Nr.162 (Nr.159). Übersicht über die Fälle der Auflösung des Reichstags 1924-1933,“ *op.cit.*(8), S. 184-187, 186.

<sup>(34)</sup> 阿部 前掲注<sup>(7)</sup>, p.43; グズイ 前掲注<sup>(4)</sup>, p.64. なお、1930年3月30日成立の第1次ブリューニング（Heinrich Brüning）内閣（在任1930～1931年）以降の4内閣が大統領内閣とされている。„Übersicht über die Reichskabinetts der Weimarer Zeit,“ *op.cit.*(11), S. 329; „Tab. 1.3.1.4: Regierungskoalitionen und ihr parlamentarischer Rückhalt,“ *op.cit.*(25)

<sup>(35)</sup> 成瀬ほか編 前掲注<sup>(6)</sup>, p.187. (木村靖二執筆部分):「ヒトラーのナチス政権はワイマール憲法を形式的には廃棄しなかったが、事実上、憲法の基本構造を根底的に覆した。」塩津 前掲注<sup>(33)</sup>, p.74.

<sup>(36)</sup> 1933年1月成立のヒトラー政権下で、同年2月の国会議事堂炎上事件を機にWRV第48条に基づく緊急命令（前掲注<sup>(31)</sup>）が制定され、同条第2項所定の人権が全て停止された。また、同年3月制定のいわゆる授權法（全権委任法）によりWRVが改正され、憲法違反の法律の制定も可能な立法権が政府に委任された。櫻井智章「Chap. 4 ドイツ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』（αブックス）法律文化社, 2014, pp.100-101.

<sup>(37)</sup> 樋口陽一『比較憲法 全訂第3版』（現代法律学全集 36）青林書院, 1992, pp.312-314; 中村絢子「主要国における内閣制度（資料）」『レファレンス』824号, 2019.9, p.95. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11350014\\_po\\_082405.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11350014_po_082405.pdf?contentNo=1)>

明示する首相選挙の手續が新設され、下院選挙制度には極端な多党化を防ぐ阻止条項付きの小選挙区比例代表併用制が導入された。その結果、安定した連立内閣が定着した。以下、戦後ドイツの統治機構の特色（1）と議院内閣制の概要（2）を紹介する。

## 1 ドイツ連邦共和国基本法の統治機構の特色

戦後ドイツ<sup>(38)</sup>の議院内閣制に関係する主な統治機構も、おおむねワイマール共和制と同様に、元首の大統領（Bundespräsident. 基本法第54条～第61条）、首相（Bundeskanzler）と大臣（Bundesminister）で組織する内閣（Bundesregierung. 基本法第62条～第69条）、国民代表機関の下院（Bundestag. 基本法第38条～第49条）である。なお、州の閣僚等が議員となる州代表機関で議院内閣制における役割が乏しい戦後の上院（Bundesrat. 基本法第50条～第53条）も、本稿では原則的に言及しない。

以下基本法上の議院内閣制に関係する統治機構の特色を簡単に整理する。

### (1) 大統領

大統領は、ワイマール共和制と異なり、間接公選の機関となり<sup>(39)</sup>、任期も5年に短縮され、多選制限<sup>(40)</sup>に服することとなった（基本法第54条）。また、大統領は、下院の選挙で選出された首相を任命し（第63条第1項～第3項・第67条第1項、第68条第1項第2段）、その申出により各大臣を任免する（第64条第1項）。また、大統領は下院解散権を有するが、解散が可能な場合は①下院の首相選挙でその総議員の過半数の票を得た当選人がなかったとき（第63条第4項。Ⅲ-1-(2)）及び②首相の信任案の否決後21日間に首相が解散の申出をしたとき（第68条。Ⅲ-3-(1)）に限られる<sup>(41)</sup>。このように、大統領の首相任命権、下院解散権等の行使には相当の制約がある<sup>(42)</sup>。なお、戦後も閣僚の副署のない大統領の命令及び処分は無効であるが、首相の任免には副署が不要とされている（第58条）。

### (2) 下院

下院は、基本法で唯一直接公選の連邦機関であり、国民代表機関とされている。民主的正統性の高い下院は新たに首相を選挙する機関となり、権限が強化された。また、ワイマール共和制で導入され、ナチス時代には濫用された国民投票等の直接民主制の制度がなくなり<sup>(43)</sup>、大統領の下院解散権も制限された（(1)）ため、下院の地位は相対的に向上した。このような下院が極端に多党化しないよう、選挙制度に阻止条項<sup>(44)</sup>付き小選挙区比例代表併用制<sup>(45)</sup>が導入

<sup>(38)</sup> 1990年の東西両ドイツの統一までは、ドイツ連邦共和国は西ドイツであるが、本稿ではドイツと表記した。

<sup>(39)</sup> 大統領は、下院議員及びこれと同数の各州議会選出議員で組織する連邦会議（Bundesversammlung）で選出される。一般に、①直接選挙で選出された直接公選の機関が別の機関を選挙する「複選制（準間接選挙）」は②専ら別の機関の選挙を行う中間選挙人を設けて一般選挙人が中間選挙人を選挙する「間接選挙」と区別される。戦後ドイツの大統領選挙には双方の要素があるため、本稿では両者を「間接公選」と総称する。

<sup>(40)</sup> 大統領は、連続1回に限り再選が可能である（基本法第54条第2項）。

<sup>(41)</sup> Stern, *op.cit.*(26), S. 982. さらに、②では、解散前に下院が新首相を選挙すると解散権は消滅する（Ⅲ-3-(1)）。

<sup>(42)</sup> ワイマール共和制と異なり、大統領には軍の最高指揮権や、緊急措置権もない。

<sup>(43)</sup> 櫻井 前掲注36, p.106.

<sup>(44)</sup> 前掲注22 連邦選挙法第6条第3項には、得票率5%の阻止条項のほか、小選挙区当選人3人以上の政党の候補者名簿にも当選人数を配分する基礎議席条項が定められている。Bundeswahlgesetz (BWahlG) vom 7. Mai 1956 (BGBl. I S. 383) i. d. F. der Bek. vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594) § 6 Abs. 3.

<sup>(45)</sup> WRV 第22条（前掲注23参照）と異なり、基本法第38条に下院選挙制度に関し比例代表制を原則とする定め



された<sup>(46)</sup>。

下院は、任期（Wahlperiode）4年で解散がある（基本法第39条第1項第1段）。任期は総選挙を定期的に行う一定の期間であり<sup>(47)</sup>、総選挙後下院の最初の集会の日に開始し、次回総選挙後の新下院の任期開始の日に終了する（同条第1項第2段・第2項）<sup>(48)</sup>。全議員を改選する総選挙で新たな民主的正統性を得た新下院は、連続性のない従前の任期の下院（以下「旧下院」という。）の活動を原則として継続しない<sup>(49)</sup>。

基本法制定当初、下院の任期は4年間の満了<sup>(50)</sup>又は下院解散と同時に終了し（旧第39条第1項第2段）、任期満了前3か月以内又は下院解散後60日以内に総選挙を行い（同条第1項第3段）、新下院の任期は旧下院の任期満了前でない限り総選挙後30日以内に開始することとされていた（同条第2項）。したがって、旧下院の任期終了から新下院の任期開始までの間に一定の範囲内で下院の活動不能な任期の空白期間（„parlamentslose“ Zeit）を生じる場合があった。任期の空白期間は、下院解散後は60日以上90日以内の範囲内で必ず生じ、任期満了後も30日以内の範囲内で生じるおそれがあった。しかし、1976年の基本法改正<sup>(51)</sup>で、旧下院の任期は満了の前後を問わず新下院の任期開始とともに終了となり<sup>(52)</sup>、任期の空白期間が生じなくなった。なお、かつては任期の空白期間中の下院の職務代行機関として旧下院の委員で組織する常置委員会<sup>(53)</sup>（Ständiger Ausschuß）が置かれていた（旧第45条）<sup>(54)</sup>が、任期の空白期間を解消した1976年の基本法改正で常置委員会も廃止された。

### (3) 首相及び内閣

総選挙で新たな民主的正統性を得た新下院が集会したとき（以下「任期冒頭」という。）に

---

はない。ただし、小選挙区比例代表併用制は、比例代表制を基本とする制度であり、定数の半数の当選人を小選挙区選挙で決定しつつ、これを含む全当選人数を原則的に比例代表制で各政党に配分する仕組みである。上野磨里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1161, 2021.11.18, pp.4-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11874929\\_po\\_1161.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11874929_po_1161.pdf?contentNo=1)>

(46) 第1回及び第2回の総選挙には、各別に制定された臨時の選挙法（Wahlgesetz zum ersten Bundestag und zur ersten Bundesversammlung der Bundesrepublik Deutschland vom 15. Juni 1949 (BGBl. S. 21); Wahlgesetz zum zweiten Bundestag und zur Bundesversammlung vom 8. Juli 1953 (BGBl. I S. 470)) が適用されたが、第3回以降の総選挙には、連邦選挙法（BWahlG）が適用されている。

(47) Carl Creifelds, begr., Klaus Weber, hrsg., *Rechtswörterbuch*, 23. Aufl., München: C.H. Beck, 2019, S. 1656. 「任期」のほか「選挙期」、「被選期間」、「議会期」等の訳語がある。なお、「立法期（Legislaturperiode）」は同義の用語である。

(48) Hans D. Jarass und Martin Kment, bearb., Hans D. Jarass und Bodo Pieroth, begr., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Kommentar*, 16. Aufl., München: C.H. Beck, 2020, Art. 39 Rn. 3. (Jarass)

(49) ドイツに会期制度はなく、旧下院の任期中の議案は新下院の任期に継続しないものとされている（下院議事規則第125条）。小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1055, 2019.5.16, p.4. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11281219\\_po\\_1055.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1)>

(50) 当時の任期は、総選挙後最初の集会の日に開始し、その4年後の応当日の終了をもって満了した。Hans Trossmann, *Parlamentsrecht und Praxis des Deutschen Bundestages: Kommentar in alphabetischer Ordnung zu der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages, den einschlägigen Artikeln des Grundgesetzes und sonstigen gesetzlichen Bestimmungen nach dem Stand vom 1. Jan. 1967*, Bonn: Stollfuss, 1967, S. 287.

(51) 33. GGÄndG v. 23.8.1976 (BGBl. I S. 2381, 2382). 渋谷敏「第33次基本法改正法—第29条（連邦領域の再編成）及び第39条（連邦議会の議会期）（立法紹介 西ドイツ）」『外国の立法』No.88, 1977.3, pp.64-65; BT-Drs. 7/5307, 4.6.1976.

(52) これにより、4年の任期は2か月以内の短縮又は30日以内の延長ができる伸縮可能な期間となった。Jarass und Kment, *op.cit.*(48), Art. 39 Rn. 1 (Jarass).

(53) 「常置委員会（議院の）」法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣, 2020, p.606.

(54) 任期の空白期間中、内閣に対し確実に下院の権限を行使することを目的とする。なお、下院の外交委員会と防衛委員会も任期の空白期間の活動が可能とされていた（1956年改正で追加された基本法旧第45a条第1項第2段）。

全閣僚が辞職して内閣総辞職となり（基本法第 69 条第 2 項第 1 段）、新内閣は新下院で選挙された首相が組織することとなる。したがって、首相選挙は、総選挙後の新下院の任期冒頭で必ず行う首相選挙と、下院の任期中に必要な応じて行う首相選挙に区分される。

首相は下院で選挙されることとなったが、各大臣はワイマール共和制と同様に首相の申出に基づいて大統領が任命する（第 64 条第 1 項）。ただし、民主的正統性と実権に乏しい戦後ドイツの大統領は、首相の申出に拘束され、実質的な大臣任命権は首相にあると解されている<sup>(55)</sup>。また、ワイマール共和制では閣僚個別の不信任決議で各自に辞職が求められた（WRV 第 54 条第 2 段）が、基本法上の信任や不信任の対象は首相に限られる（第 67 条・第 68 条）。しかし、首相が欠けると、各大臣も首相と進退を共にして（第 69 条第 2 項）、事実上の内閣総辞職となる。その際、各大臣は後任者の就任まで引き続き個別に職務を行う（同条第 3 項）<sup>(56)</sup>が、その後任者は原則として全員が一斉に職務宣誓（2）をして大臣に任命される例であり、この組閣宣誓（Vereidigung des Kabinetts）により新内閣の成立が認識されている（IV-1-(1)）<sup>(57)</sup>。そこで、本稿では、首相の辞職をもって内閣総辞職、組閣宣誓をもって内閣成立とし、その間は従前の内閣（の閣僚）が引き続き職務を行う職務執行内閣とした。

このように、基本法上の議院内閣制は、首相が内閣の要となり、下院でその信任が問われる制度となっている。

## 2 議院内閣制の概要

原則として、内閣は、①下院が首相を選挙し（基本法第 63 条）、②首相の申出に基づいて大統領が大臣を任命し（第 64 条第 1 項）、その後③職務宣誓（同条第 2 項）をした首相と大臣で組織する（第 62 条）。実質的に大臣を任免して組閣を行う首相（II-1・III-1-(2)）を下院で選挙する手続は、下院が内閣の信任を明示する<sup>(58)</sup>広義の信任手続の一種と言えるであろう。

本稿の主な考察の対象は信任手続であるが、戦後ドイツの不信任手続は信任手続も兼ねている<sup>(59)</sup>。ワイマール共和制の破壊的な不信任決議（I-2）<sup>(60)</sup>を踏まえ、基本法上の不信任手続は、内閣の安定化を図り<sup>(61)</sup>、下院が大統領に首相の罷免を求める不信任決議と下院による首相の後任者（Nachfolger）の選挙が一体化した建設的不信任の手続（第 67 条第 1 項第 1 段）である（III-2）。したがって、不信任案が可決されて不信任決議が成立すると、大統領は現首相を罷免して後任者を新首相に任命する（同項第 2 段）。

首相の信任案の処理手続（第 68 条）は、間接的に内閣の信任も問う狭義の信任手続である。信任案の否決で生じる下院解散権は、その後 21 日間に下院が新たな首相を選出すると消滅し

<sup>(55)</sup> 上田健介『首相権限と憲法』成文堂、2013、p.72.

<sup>(56)</sup> 厳密には、首相は大統領の、各大臣は大統領又は首相の要請に応じて職務を続行する。組閣を行う首相はともかく、大統領には当該要請をする義務があると解されている。Jarass und Kment, *op.cit.*(48), Art. 69 Rn. 4-6 (Jarass). したがって、通常、首相（すなわち内閣）の交代は想定外であり、首相の死亡又は執務不能等の場合にも、通常は首相臨時代理に職務執行内閣の首相代行を要請することになるであろう。

<sup>(57)</sup> 後掲注<sup>(60)</sup>参照

<sup>(58)</sup> Sebastian Roßner, „Verfahren der Mehrheitsbestimmung: Wahl- und Abstimmungsverfahren,“ Martin Morlok et al., hrsg., *Parlamentsrecht: Praxishandbuch*, Baden-Baden: Nomos, 2016, § 41 Rn. 57 は、不信任手続上の首相選挙に関し、下院が首相選挙で首相の信任を表明することを指摘する。

<sup>(59)</sup> 基本法第 67 条の趣旨は、下院が現首相の不信任決議と同時に同一行為として行われる首相選挙で新首相の信任を表明し、もって下院の多数派と対立する首相ひいては内閣による政権運営が生じないようにすることにあると指摘されている。 *ibid.*

<sup>(60)</sup> 前掲注<sup>(29)</sup>参照

<sup>(61)</sup> Roßner, *op.cit.*(58), § 41 Rn. 58.

(同条第1項)、大統領はこれを正式に首相に任命せざるを得なくなる。

なお、特殊な信任手続として、緊急事態の一種である防衛事態の間の信任手続がある。

### Ⅲ ドイツ連邦共和国基本法上の信任手続

基本法上の議院内閣制における主な信任手続は、①組閣手続の起点となる下院の首相選挙、②下院で行う首相の後任者の選挙と一体化した不信任手続、③信任案の処理手続である狭義の信任手続の3つであるが、特殊な④防衛事態の間の信任手続もある。

なお、下院の首相選挙の法定得票（基本法第63条第2項～第4項、第67条、第68条第1項第2段）と信任決議の議決要件（第68条第1項第1段）から、下院の総議員の過半数の支持が信任の原則的な基準となることを示している。

以下、下院の首相選挙の原則手続（1）、不信任手続上の首相選挙（2）、狭義の信任手続（3）及び防衛事態の間の信任手続（4）に分けて、下院の信任手続を考察する。

#### 1 下院の首相選挙の原則手続

##### (1) 原則手続による首相選挙の性格

戦後ドイツの首相は、下院が選挙する。首相選挙の手続には原則手続と特別手続があるが、原則手続を定める基本法第63条は首相選挙を行う場合を定めていない。そこで、基本法のその他の規定等から、原則手続による首相選挙が行われる場合を明確化する必要がある。

首相選挙の特別手続には、①不信任手続上の首相選挙（2）、②信任手続に伴う派生的な首相選挙（3-2）及び③防衛事態の間の首相選挙（4）の各手続がある。①は不信任決議と一体化した首相選挙、②は信任案の処理に伴い下院解散がない限り施行可能な首相選挙で、それぞれ下院が任期中に現首相の後任者を選出して大統領に現首相の罷免を迫る首相選挙と考えられる。③は防衛事態の間に下院の代行機関が行う首相選挙である。

基本法上、平時に a) 総選挙後の新下院の任期冒頭（Ⅱ-1(2)）の内閣総辞職又は b) 下院の任期中に首相の欠缺（けんけつ）があったときは（第69条第2項）、新首相を選出する必要が生じる。この必要に応じて原則手続による下院の首相選挙が行われる。なお、b) の首相の欠缺は、首相の任意の辞職又は死亡を指すとされているが、現在まで在職中の首相が任意に辞職をした例はあるが、死亡した例はない<sup>(62)</sup>。

##### (2) 首相選挙の原則手続

基本法第63条の首相選挙の原則手続は第1段階～第3段階に分かれ、各段階の投票は段階の順に第1回投票から第3回投票に分けられる。首相選挙は当選人が選出された段階で終了し、当選人がない場合に限り次の段階の手続が行われる。なお、各段階を通じて、現職の首相の再選も可能な手続である。

第1段階は、大統領が指名した首相候補者について行う（第1項）通常的首相選挙<sup>(63)</sup>の手続であり、大統領が首相候補者を指名しない第2段階以降の手続と異なる。当該候補者が下院

<sup>(62)</sup> „Kapitel 6.1 Wahl und Amtszeit der Bundeskanzler,“ Stand: 8.12.2021, Michael F. Feldkamp et al., *Das Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*. Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/datenhandbuch>>

<sup>(63)</sup> Stern, *op.cit.*(26), S. 981.

の総議員の過半数の票を得たときは、当選人として大統領がこれを首相に任命する（第2項）。「下院の総議員の過半数」とは、法律上の下院議員定数の過半数である（第121条）<sup>(64)</sup>。当該過半数の得票により、少数与党内閣の成立を避けて内閣の安定が図られる<sup>(65)</sup>。第1段階で大統領の指名した候補者が当選人とならないときは第2段階の手続が行われるが、第1段階で首相の候補者指名に期限はなく、大統領が政党間の連立交渉の結果を待たないで首相の候補者を指名する必要はない。

第2段階では、第1段階の投票後14日以内に改めて投票を行い、下院の総議員の過半数の得票者が首相に選出される（第63条第3項）。第2回投票では、下院の総議員の4分の1又はこれに相当する数以上の所属議員を有する会派が候補者指名を行う（下院議事規則（以下「規則」という。）<sup>(66)</sup>第4条第2段<sup>(67)</sup>）。この要件は、明らかに当選見込みのない候補者が指名されないようにする趣旨とされている<sup>(68)</sup>。この期間に首相が選出されないときは、第3段階の手続が行われる。

第3段階では、改めて遅滞なく投票を行い、最多得票者を当選人とする（基本法第63条第4項第1段）。この場合において、大統領は、当選人の得票が①下院の総議員の過半数であるときは、当選人を首相に任命する必要があるが（同条第4項第2段）、②総議員の過半数に達しないときは、7日以内にa)当選人の首相任命又はb)下院解散の選択が可能である（同項第3段）<sup>(69)</sup>。

首相選挙の第1回投票は、事実上、大統領が指名した首相候補者の信任投票であり、被指名者の首相選任議案の議決に近いものである<sup>(70)</sup>。基本法の規定上、大統領は、首相候補者の指名に際し特に他の機関と協議する必要がなく、政党間の連立交渉により締結される連立協定にも拘束されないことになる<sup>(71)</sup>。ただし、基本法上の間接公選の大統領（基本法第54条）は、直接公選で選任されるワイマール共和制の大統領より民主的正統性に乏しく、下院の首相選挙で当選見込みのない候補者を指名しても、首相に任命することは困難である。

首相選挙の第2回投票以降は、会派等が首相候補者を指名する（規則第4条第2段）ため、

<sup>(64)</sup> 下院議員定数は、連邦選挙法第1条第1項で、「この法律を適用して生じる特別の定数を除き、議員598人」とされ、同法第6条第4項以下の規定による超過議席等による増員、同法第46条第4項の違憲宣告を受けた政党の所属議員の議員資格喪失による減員等があるときは、これらの増減が必要となる。河島太郎・渡辺富久子「【ドイツ】連邦選挙法の第22次改正」『外国の立法』No.255-1, 2013.4, pp.2-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8196094\\_po\\_02550101.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196094_po_02550101.pdf?contentNo=1)>; Wolfgang Schreiber, hrsg., *BWahlG: Kommentar zum Bundeswahlgesetz unter Einbeziehung des Wahlprüfungsgesetzes, des Wahlstatistikgesetzes, der Bundeswahlordnung und sonstiger wahlrechtlicher Nebenvorschriften* (Heymanns Kommentare), 10. Aufl., Köln: Carl Heymanns Verlag, 2017, § 1 Rn. 2-3 (Strelen).

<sup>(65)</sup> Roßner, *op.cit.*(58), § 41 Rn. 54.

<sup>(66)</sup> Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages (GO-BT) vom 25. Juli 1980 (BGBl. I S. 1237).

<sup>(67)</sup> 同条では、「…候補者の指名は、…会派の署名を必要とする。」とされている。GO-BT § 4 Satz 2. 「会派の署名」は、会派の代表権ないし署名権限を有する会派所属議員の署名で足りると解されている。Helmut Winkelmann, hrsg., *Handbuch für die parlamentarische Praxis: mit Kommentar zur Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages*, Köln: Wolters Kluwer/Luchterhand, 2013-, Stand: Dez. 2020 (Lfg. Nr.33), GO-BT (Kommentar), § 4, 2, b), aa).

<sup>(68)</sup> *ibid.*, § 4, 2, a).

<sup>(69)</sup> 首相選挙の第3回投票で下院の総議員の過半数の得票者がいない場合において、①最多得票者の首相任命又は②下院の解散のいずれかの選択に際し、大統領は安定政権を得られる見込みが高い方を見極める必要があるが、その選択は政治的裁量行為で裁判所の審査になじまないと解されている。Roßner, *op.cit.*(58), § 41 Rn. 56; Heinhard Steiger, „Kreationsaufgaben und Wahlverhalten,“ Hans-Peter Schneider und Wolfgang Zeh, hrsg., *Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland: ein Handbuch*, Berlin: De Gruyter, 1989, § 26 Rn. 14; Horst Dreier, hrsg., *Grundgesetz Kommentar*, 3. Aufl., Bd. 2, Tübingen: Mohr Siebeck, 2015, Art. 63 Rn. 40 (Georg Hermes).

<sup>(70)</sup> 投票用紙には賛否を記入する。Winkelmann, hrsg., *op.cit.*(67), § 4, 2, a), cc).

<sup>(71)</sup> *ibid.*, § 4.

必ずしも信任投票ではなく候補者2人以上による本来的な選挙も想定される。ただし、第2回投票以降の首相選挙手続が行われた例はなく、大統領による首相候補者の指名が、政党間の連立交渉の結果を踏まえたものであることを示唆している（IV-1-(1)）。

## 2 不信任手続上の首相選挙

戦後ドイツではワイマール共和制時代の経験（I-2）を踏まえ、いわゆる建設的不信任の手続が導入された。この基本法上の不信任案は、首相の罷免とその後任者の選出を共に求める案件であり（第67条）、首相の不信任案に後任者の候補者指名を附帯して一体化したものと見ることができる。主に信任手続を対象とする本稿では、不信任手続上の首相選挙を考察する。

規則上、下院の総議員の4分の1以上又はこれに相当する数以上の所属議員を有する会派が、首相の後任者に指名する候補者の氏名を記載して首相の不信任案を提出し、候補者2人以上が指名される場合も想定される（規則第97条第1項第2段・第2項第1段）。不信任案の提出後48時間<sup>(72)</sup>を経過しなければ、その後任者の選挙を行うことができないとされている（基本法第67条第2項）。ただし、提出日と指名候補者の異なる不信任案数件が競合する場合において、その処理に関し議事運営機関である長老評議会<sup>(73)</sup>が合意に至らないときは、提出後48時間を経過した不信任案から、なるべく早期の議事日程に記載して、その手続が不当に遅延しないよう、競合する不信任手続を順次に処理せざるを得なくなることも考えられる<sup>(74)</sup>。

不信任手続上の首相選挙では、当選人には常に総議員の過半数の得票が必要とされ（規則第97条第2項第2段）、大統領は当選人を首相に任命する必要がある（基本法第67条第1項第2段）。候補者2人以上が指名された場合において、投票1回で下院の総議員の過半数の得票者がいないときであっても、首相選挙の原則手続と同様の第2回投票以降の手続（1-(2)）はない（規則第97条第2項第1段<sup>(75)</sup>）。すなわち、不信任決議（不信任案の可決）により現首相の罷免と引き換えに新首相に任命される後任者の当選人には、基本法上、常に下院の総議員の過半数の得票が必要で、当該得票者がいないときは不信任案も否決され、現首相の留任と現内閣の当面の存続が確定する。なお、このような不信任手続上の首相選挙では、現首相が候補者とならないため、その再選もあり得ないことになる。

不信任手続上の首相選挙で、後任者の選出に至った事例と至らなかった事例が共にあるものの、候補者2人以上が指名された例はない（IV-2）。

## 3 狭義の信任手続

狭義の信任手続は首相が本人を信任する旨の信任案を下院に提出して開始され（基本法第68条第1項第1段）、その提出は首相の専権事項と解されている<sup>(76)</sup>。首相の信任案は、提出後48時間を経過しなければ議決することができない（同条第2項）が、この48時間には、拙速

(72) この48時間は会派間又は会派内の沈静化を図り、新たな交渉を開始できるようにする期間とされている。  
*ibid.*, § 97, III, a).

(73) 下院の議長、副議長及び各会派が所属議員数に比例して指名する議員23人で組織する。規則第6条第1項及び第12条。小林 前掲注(49), p.5.

(74) Winkelmann, hrsg., *op.cit.*(67), § 97, III, d).

(75) この規定は、「後任者は、候補者指名が数件ある場合においても、…投票…一回で選挙する。」としている。

(76) 信任案を閣議にかけることは首相の任意であるが、閣議決定に拘束力はないと解されている。Ralph Alexander Lorz und Maik Richterich, „Regierung im Parlament,“ Morlok et al., hrsg., *op.cit.*(58), § 35 Rn. 46.

を避け、十分な交渉時間を確保し、首相に信任案の撤回の機会を与える目的が指摘されている<sup>(77)</sup>。信任案の議決要件は下院の総議員の過半数であるが（同条第1項第1段）、その可決に特段の法的効果はない。他方、基本法上、信任案の否決には多様な効果があり<sup>(78)</sup>、同項では①下院解散（(1)）と②下院の首相（の後任者）の選挙（(2)）の選択肢が、別に第81条では③立法緊急事態（(3)）の選択肢が定められている。ただし、信任案が否決されても、②の首相選挙でその後任者が選出されなければ、首相に辞職の必要はなく、当面は内閣の存続が可能な仕組みとなっている。もちろん、首相が任意に辞職し、原則手続（1）による新首相の選挙については新内閣の組閣に道を開くこともできる。

首相の信任案には、可決、否決の両事例がある（IV-3）。

### (1) 下院解散

下院で首相の信任案が否決されたときは、21日以内に、大統領は、首相の申出に基づいて下院を解散することができる（基本法第68条第1項第1段）。同条の要件を満たすと認められる場合において、首相の申出に応じ下院を解散するかどうかの決定には大統領に裁量の余地がある（IV-3-(3)・(5)）。しかし、下院が首相選挙を行い新たな首相を選出すると（(2)）、大統領は下院解散権を失うこととされている（同項第2段）。

首相の信任案の否決事例では、全て下院が解散されている（IV-3-(1)・(3)・(5)）。

### (2) 下院の首相選挙

基本法上は、信任案の否決後21日以内に下院が解散されない限り、首相選挙が可能とされ、下院の総議員の過半数の得票者があれば新たな首相に選出されることになる（第68条第1項）。

本来、下院で信任案が否決された首相の内閣は少数与党内閣となる想定であり<sup>(79)</sup>、その後任者となる首相選挙の当選人には、多数与党内閣を組織し得る下院の総議員の過半数の得票が常に要求される。したがって、不信任手続上の首相選挙の場合（2）と同様に、当該得票者が不在場合を想定した第2回投票以降の手続はない。信任案の否決後に下院の首相選挙が行われる場合には、候補者指名と信任案との一体性はないが、当選人が選出されると大統領は下院解散権を失い、当選人を首相に任命する必要がある点では不信任手続上の首相選挙と共通である。

この首相選挙は、下院の総議員の4分の1の発議により、不信任手続上の首相選挙の手続（規則第97条第2項）により行うこととされ（規則第98条第2項）、候補者2人以上が指名された場合においても、投票1回で選挙を行う。ただし、信任手続に伴う大統領の下院解散権と下院の首相選出権は、相互に一方の行使で他方が消滅し、大統領（又は大統領に解散の申出を行う首相）と下院とは、権限行使の先着手を相争う関係にある<sup>(80)</sup>。下院解散がない限り信任案

<sup>(77)</sup> Roßner, *op.cit.*(58), § 41 Rn. 50.

<sup>(78)</sup> Lorz und Richterich, *op.cit.*(76), § 35 Rn. 50. なお、相当の期間内に議決がないときも信任案は否決され、そのためか信任案の否決はしばしば不奏功（erfolglos）とも呼ばれている。Sönke E. Schulz, „Feststellung des Gesetzgebungsnotstandes nach Art. 81 GG,“ Morlok et al., hrsg., *op.cit.*(58), § 46 Rn. 11-12, 16-18.

<sup>(79)</sup> Lorz und Richterich, *ibid.*; Lothar Michael, „Beendigungsgründe,“ Morlok et al., hrsg., *ibid.*, § 48 Rn. 16.

<sup>(80)</sup> もっとも、憲法機関の忠実義務の原則と下院解散の最終手段としての性格から大統領には謙抑的な解散権の行使が求められるとする指摘もある。Lorz und Richterich, *ibid.*, § 35 Rn. 52; Michael Sachs, hrsg., *Grundgesetz Kommentar: GG*, 8. Aufl., München: C.H. Beck, 2018, Art. 68 Rn 37 (Martin Oldiges und Ralf Brinktrine). 「憲法機関の忠実義務」は、憲法機関相互間の調整原理として、憲法機関の権限の実定法上の内容にかかわらず、当該各機関が互いに配慮して権限を行使すべき不文法上の義務をいうと指摘されている。植松健一「ドイツの民主政における阻止

の否決後 21 日間に候補者数人が異なる日に指名された場合において、議事運営機関である長老評議会で合意に達しないときは、やむをえず最初に指名された候補者の首相選挙を行い、当選人が得られない限り、その他の候補者のうち指名の早い者から順次に首相選挙を行うこともあると考えられる (2)。

なお、首相の信任案の否決後、下院が首相選挙をした例はない。

### (3) 立法緊急事態

なお、首相の信任案の否決後下院が解散されないときは、少数与党内閣が存続する想定で<sup>(81)</sup>、基本法第 81 条には内閣の求めに応じ一部の法案について特別な成立手続<sup>(82)</sup>の利用が可能となる立法緊急事態の制度<sup>(83)</sup>が設けられている。

具体的には、①信任案が否決され、②その後下院解散がなく、③内閣が指定した緊急法案又は首相が信任案を附帯していた法案<sup>(84)</sup>が④否決<sup>(85)</sup>されたときは、⑤上院の同意を得た<sup>(86)</sup>⑥内閣の申出に応じ、大統領は立法緊急事態を宣言することができる (基本法第 81 条第 1 項)<sup>(87)</sup>。

④で否決された③の法案は、下院の再議に付され、下院が再び否決し、又は内閣が承認しない修正議決をした場合であっても、上院の同意がある限り、法律として成立する (同条第 2 項第 1 段)。また、当該法案が下院の再議に付された後 4 週間以内に可決されなかったときも、同様とされている (同項第 2 段)。さらに、信任案が否決された首相の在職中は、立法緊急事態の宣言 (宣言が重ねて行われた場合には最初のものに限る。) 後 6 か月以内に限り、下院が否決した別の法案についても、全て同様の手続による法律の成立が可能とされている (同条第 3 項第 1 段)。このように、立法緊急事態の宣言後、これらの法案は、最終的には上院の同意のみで法律となることがある。

ただし、立法緊急事態の宣言が重ねて行われた場合においても、このような特別な成立手続を利用した法律の制定は、最初の当該宣言後 6 か月以内に下院が否決したものに限られる。さらに、この期間の経過後は、同じ首相の在職中に重ねて当該宣言をしてはならないとされている (同項第 2 段)。

このように立法緊急事態宣言の制度は複雑であるが、信任案の否決により想定される少数与党内閣の維持も、事実上 (最初の) 宣言後 6 か月以内に限られる<sup>(88)</sup>。なお、立法緊急事態の制度を用いた実例はない<sup>(89)</sup>。

条項の現在 (2)―自治体選挙と欧州選挙の阻止条項への違憲判決を契機として―『立命館法学』365 号, 2016, p.105.

(81) Lorz und Richterich, *ibid.*, § 35 Rn. 50.

(82) Schulz, *op.cit.*(78), § 46 Rn. 11.

(83) 立法緊急事態は、他の機関の権限行使等の内部要因で最高機関の職務遂行に支障が生じて機能不全となる憲法障害である。これに対し、本来の緊急事態は、戦争、大規模災害等の外部要因で国の存立又は公共の安全及び秩序に危険が生じる事態をいう。憲法障害は、広義の緊急事態の一部とされることがある。山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786 号, 2016.7, pp.62-63. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10126911\\_po\\_078603.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10126911_po_078603.pdf?contentNo=1)>

(84) いずれも発議者を問わないとされている。Schulz, *op.cit.*(78), § 46 Rn. 12, 19.

(85) 委員会付託動議の否決等を含むものとされている。 *ibid.*, § 46 Rn. 19.

(86) 大統領ではなく内閣が上院の同意を得ることと解されている。Jarass und Kment, *op.cit.*(48), Art. 81 Rn. 2, 3 (Kment).

(87) Schulz, *op.cit.*(78), § 46 Rn. 12.

(88) なお、(最初の) 立法緊急事態の宣言後 6 か月が経過した後の手続に関する規定は見当たらないが、解散総選挙以外の方途はないとの指摘もある。コンラート・ヘッセ (初宿正典・赤坂幸一訳) 『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂, 2006, Rn.727.

(89) 基本法第 81 条は、いまだ適用例のない「忘れられた憲法規範」と呼ばれている。Schulz, *op.cit.*(78), § 46 Rn. 11.

#### (4) 信任案の附帯

立法緊急事態の制度に関する基本法第 81 条第 1 項第 2 段には、法案への信任案の附帯を前提とした規定があり (3)、信任案を附帯した法案 (以下「信任附帯法案」という。) が否決されたときは、立法緊急事態の制度を利用する選択肢が生じる。

ところで、信任案が否決されると、下院解散の可能性も生じるため、政策遂行に必要な法律等を議会に依存する首相や内閣にとって、そもそも信任案は議会に対する有力な武器とされている<sup>(90)</sup>。そこで、法案その他の案件に附帯する信任案 (以下「附帯信任案」という。) には、信任案を附帯した案件 (以下「信任附帯案件」という。) の実現を図る手段としての意義があると考えられる<sup>(91)</sup>。しかし、基本法には信任案の附帯の範囲や手続に関する規定がなく、信任附帯法案以外の信任附帯案件の可否は一見して明白ではない。信任附帯法案に実例はないが、その他の信任附帯案件も可能とされ<sup>(92)</sup>、実例がある (IV-3-(4))。ただし、いかなる案件でも随意に信任附帯案件としてはならないとされ<sup>(93)</sup>、適切な信任附帯案件には、法規命令で重要なもの、計画決定又は外交上の措置について法律上必要な下院の承認を求める議案が考えられ、内閣提出議案も適切な信任附帯案件としての重要性が指摘されている<sup>(94)</sup>。

信任案と信任附帯案件は一括採決の対象となるとされているが<sup>(95)</sup>、採決方法は下院の自律事項であり個別採決が可能とする見方もある<sup>(96)</sup>。

なお、信任附帯案件が少ない要因の 1 つとして、その議決要件の問題が考えられる。信任案の議決要件は下院の総議員の過半数であるが (基本法第 68 条第 1 項)、下院の議決要件は原則として表決の過半数である (基本法第 42 条第 2 項)<sup>(97)</sup>。したがって、信任案と信任附帯案件が一括採決され、賛成が表決の過半数に達しても、下院の総議員の過半数に満たないときは、信任附帯案件は可決されるが信任案は否決されることになる<sup>(98)</sup>。附帯信任案の利用が少ない

<sup>(90)</sup> Lorz und Richterich, *op.cit.*(76), § 35 Rn. 45; Dreier, hrsg., *op.cit.*(69), Art. 68 Rn. 7 (Georg Hermes).

<sup>(91)</sup> 首相が下院解散の申出をしても、大統領には、これを拒否する裁量の余地があると考えられる ((1))。Hermann v. Mangoldt, begr., Friedrich Klein und Christian Starck, fortgeführt, Peter M. Huber und Andreas Voßkuhle, hrsg., *Grundgesetz: Kommentar*, Bd. 2: Art. 20-82, 7. Aufl., München: C.H. Beck, 2018, Art. 81 Rn. 32 (Michael Brenner). 法律さえ成立すれば政治的には不要となった下院解散が附帯信任案の否決を奇貨として行われかねないという懸念については、首相の申出に対し下院解散を最終的に決定する大統領が適正に裁量権を行使して首相の申出を拒否すれば足りるとも考えられる。Ingo von Münch, begr., Philip Kunig, hrsg., Andreas von Arnould et al., bearb., *Grundgesetz Kommentar*, 6. Aufl., München: C.H. Beck, 2012, Art. 81 Rn. 5 (Brun-Otto Bryde). これに対し、法案が可決されれば附帯信任案の否決も認めず立法緊急事態宣言や下院解散は不可能と解する説もある。Bodo Börner, „Der Gesetzgebungsnotstand,“ *Die Öffentliche Verwaltung*, April 1950, S. 238.

<sup>(92)</sup> Stern, *op.cit.*(26), S. 993.

<sup>(93)</sup> Huber und Voßkuhle, hrsg., *op.cit.*(91), Art. 68 Rn. 11 (Volker Epping).

<sup>(94)</sup> Theodor Maunz und Günter Dürig, hrsg., *Grundgesetz Kommentar*, München: C.H. Beck, 2020, Art. 67 Rn. 27 (Roman Herzog, Lfg 53, 2008). なお、信任案は、基本法第 81 条第 1 項の規定上は法案でなければ附帯してはならないとする説もある。Winkelmann, hrsg., *op.cit.*(67), § 98, I, j).

<sup>(95)</sup> „Verbindung der Vertrauensfrage mit einer Gesetzesvorlage,“ Winkelmann, hrsg., *ibid.*, Anhang zu § 98, 2; Huber und Voßkuhle, hrsg., *op.cit.*(91), Art. 81 Rn. 28 (Michael Brenner).

<sup>(96)</sup> Christoph Schönberger, „Parlamentarische Autonomie unter Kanzlervorbehalt?“ *Juristen Zeitung*, 57. Jg., H.5, 1 März 2002, S. 211-219.

<sup>(97)</sup> „Verbindung der Vertrauensfrage mit einer Gesetzesvorlage,“ *op.cit.*(95), Anhang zu § 98. 同項は、基本法に特別の定めがある場合を除き、下院の議事は表決の過半数で決する旨を定めている。ドイツの立法手続は複雑であるが、下院の可決した法案に上院の異議がある場合において下院がこれを却下したときに成立する「異議法律」について、下院による却下の議決は、必要に応じ所定の特別多数決によることとされている (第 77 条第 4 項)。小林 前掲注(49), p.11.

<sup>(98)</sup> ただし、このような場合に、①附帯信任案の議決要件を原則並みに引き下げるべきとする見方、逆に②信任附帯案件の議決要件を信任案並みに引き上げるべきとする見方、③信任案と信任附帯案件はそれぞれの議決要件により可否を決する現状で構わないとする見方があり得る。基本法の解釈上、②の結論を正当とする説もある。



一因には、このような事情も考えられるであろう。

#### 4 防衛事態の間の信任手続

緊急事態の一種である防衛事態（基本法第 115a 条）の間は、首相選挙の原則手続（1）に代わる特別手続（第 115h 条第 2 項第 1 段）と不信任手続に代わる特別手続（基本法第 115h 条第 2 項第 2 段）が設けられている。

防衛事態で両院の活動が困難と認められる場合に、その職務を代行する両院合同委員会（Gemeinsamer Aussch. 第 115e 条第 1 項）は、必要に応じ首相選挙を行い、大統領が指名した候補者で委員の過半数の票を得たものを首相に選出する。

また、防衛事態の間は、不信任手続も特別手続（基本法第 115h 条第 2 項第 2 段）による。この場合には、両院合同委員会が不信任手続上の首相選挙を行い、委員の 3 分の 2 の多数の投票で首相の後任者を選出して不信任決議が成立することとされている。

両院合同委員会は、委員の 3 分の 2 を下院議員、3 分の 1 を上院議員とし、下院議員の委員は各会派の勢力比に応じて割り当てられ、上院議員の委員は各州 1 人が割り当てられる（基本法第 53a 条）。その限りで、上院議員もこれらの信任手続に関与することとなる。なお、防衛事態の実例はなく、信任手続の特別手続が行われた例もない。

## IV 信任手続の事例

本章では、ドイツ議院内閣制における広義の信任手続の制度の運用事例を紹介する。

事例のない防衛事態の間の信任手続を除き、①原則手続による首相選挙、②不信任手続上の首相選挙、③狭義の信任手続について紹介する。

戦後ドイツで与党となった主な政党には<sup>(99)</sup>、姉妹政党で通常は 1 党扱いの①キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟（Christlich Demokratische Union / Christlich-Soziale Union: CDU/CSU）と②社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD）の二大政党があり、その一方は常に与党となってきた。二大政党と連立を組む小政党には、③自由民主党（Freie Demokratische Partei: FDP）と④同盟 90 / 緑の党（BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN: B 90/GR）がある。これら各党の連立内閣は、二大政党の一方と小政党が与党となる小連立内閣（Kleine Koalition）、二大政党が共に与党となる大連立内閣（Große Koalition）に区分されている。

本章で紹介する事例については、本稿末尾に別表「ドイツ下院の基本法上の信任手続事例」を付したので、適宜参照されたい。

### 1 原則手続による首相選挙

総選挙後の新下院の任期冒頭の集会又は下院の任期中の首相の欠缺があると、いずれも内閣が総辞職して、下院で原則手続による首相選挙を行うことになる<sup>(100)</sup>（Ⅲ-1-(1)）。

そこで、以下、総選挙後の新下院の任期冒頭の首相選挙（(1)）と、下院の任期中の首相選

„Verbindung der Vertrauensfrage mit einer Gesetzesvorlage,“ *op. cit.*<sup>(95)</sup>

<sup>(99)</sup> 戦後ドイツで下院議員を有する政党は、現行連邦選挙法（前掲注<sup>(46)</sup>）の適用後に限ると、おおむね 1957～1987 年の総選挙では 3～4 党、東西ドイツ統一後の 1990 年以降の総選挙では 4～6 党である。

<sup>(100)</sup> Feldkamp et al., *op. cit.*<sup>(62)</sup>

挙（2）に分けて事例を考察する。

### （1）総選挙後の（下院の任期冒頭の）首相選挙

原則手続による首相選挙は2022年3月まで23回あり、総選挙後の首相選挙が20回、下院の任期中の首相選挙が3回である。なお、1983年以降は全て総選挙後の首相選挙である。

戦後ドイツではCDU/CSUとSPDの二大政党を中心に常に連立内閣が組閣され、総選挙の結果単独政党が多数党となった唯一の事例<sup>(101)</sup>でも連立内閣が成立している。このような連立内閣の常態化の一因は、下院の首相選挙における投票の秘密を保障する（規則第49条第1段<sup>(102)</sup>）無名投票（規則第4条<sup>(103)</sup>）にもあるのではないかと考えられる。首相選挙は、政党が首相ひいては内閣の信任を示して政権の獲得を図り、その所属議員に党議に従った投票を求める最も重要な場面である。しかし、無名投票では、造反投票をした議員が不明となり<sup>(104)</sup>、党議の徹底が困難となる。ちなみに、首相選挙における当選人の得票は、与党議員の数を常に下回っており<sup>(105)</sup>、造反投票を見越した多数派の確保が常に必要となる。

さらに、造反投票の芽を摘むためには、各連立政党内で異論の生じにくい内容の連立協定の締結を図り、慎重な連立交渉が必要になると考えられる。この慎重な連立交渉には、総選挙から組閣までの組閣期間（Dauer der Regierungsbildung）<sup>(106)</sup>に十分な余裕が必要となり、その長さが問題となる。この間の内閣の職務遂行に支障が生じないように、基本法上、各閣僚は内閣の総辞職後も後任者の任命まで引き続き職務を行うものとされている（第69条第3項）。

基本法制定当初から1961年総選挙後（第4任期冒頭）までの間、首相選挙は連立交渉の終結直前に行われ、その後内閣成立（組閣宣誓）までに若干の日数があり、全閣僚人事の確定前の首相選挙であったことがうかがえる。特に1953年総選挙後（第2任期冒頭）の第2次アデナウアー（Konrad Adenauer）内閣成立は首相選挙の11日後となり、ホイス（Theodor Heuss）大統領が終結前の連立交渉に介入して閣僚人事を調整し、連立交渉の妥結と内閣成立に至っている<sup>(107)</sup>。しかし、1965年総選挙後（第5任期冒頭）以降の首相選挙は原則として連立交渉の終結後に行われ<sup>(108)</sup>、1969年総選挙後（第6任期冒頭）以降の内閣は首相選挙後2日以内に、特に1998年総選挙後（第14任期冒頭）以降の内閣は首相選挙と同日に成立している。

<sup>(101)</sup> 総選挙の結果多数党となった単独政党は、1957年総選挙で下院（第3任期）の議員定数の過半数（54.3%）の当選人を得たCDU/CSUが唯一の例である。„1.22 Stimmenanteil / Mandatsanteil,“ Peter Schindler, hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos, 1999, S. 291-292; „Kapitel 1.16 Stimmenanteil / Mandatsanteil,“ Feldkamp et al., *op.cit.*<sup>(62)</sup>

<sup>(102)</sup> 「連邦法律又はこの規則で定めるところにより下院で無名の（官製）投票用紙を用いて選挙を行う場合に限り、投票を秘密とする。」GO-BT, § 49 Abs. 1 S. 1.

<sup>(103)</sup> Winkelmann, hrsg., *op.cit.*<sup>(67)</sup>, GO-BT (Kommentar), § 49, I.

<sup>(104)</sup> この点で、首相選挙の無名投票は、代表機関として議事等を公開すべき下院の説明責任に反し、その国民による政治的評価を妨げるとの指摘がある。Roßner, *op.cit.*<sup>(58)</sup>, § 41 Rn. 63. 他方、自由委任の原則を保障するものとして無名投票を評価する見方もある。Stern, *op.cit.*<sup>(26)</sup>, S. 983.

<sup>(105)</sup> „6.1 Wahl und Amtszeit der Bundeskanzler, insb. Abstimmverhalten bei den Kanzlerwahlen,“ Schindler, hrsg., *op.cit.*<sup>(101)</sup>, S. 1018-1027, insb. 1026-1027; Feldkamp et al., *op.cit.*<sup>(62)</sup>

<sup>(106)</sup> 組閣期間は、総選挙の日から組閣宣誓の日までの期間とされている。„Kapitel 6.7 Regierungsbildung,“ Feldkamp et al., *ibid.*; Schindler, hrsg., *ibid.*, S. 1141-1142.

<sup>(107)</sup> Schindler, hrsg., *ibid.*, S. 1142 Fn. 3). その余波で、郵政大臣人事が保留され、新郵政大臣の任命が内閣成立後の12月9日となった。このように、大統領の役割には政治的な調整機能があり、その行為は必ずしも儀式的行為に限られない。

<sup>(108)</sup> ただし、1994年総選挙後（第13任期冒頭）の首相選挙は、連立交渉終結の前日に行われた。

なお、下院総選挙の結果、連立内閣の与党に変更がない政権維持の場合には総じて速やかに連立交渉が開始される傾向が見受けられる。これに対し、連立内閣の与党に変更がある政権交代又は連立与党の組替えの場合には、連立交渉の開始に遅れが見られることもあり、総じて連立交渉の期間が長期化する傾向が見受けられる。結果として、組閣期間には24<sup>(109)</sup>～171日間の大きな開きがある。最長の組閣期間171日は、第4次メルケル（Angela Merkel）内閣の複雑な組閣過程を反映している。第3次メルケル内閣の連立与党SPDは、2017年総選挙で敗北して一旦下野を表明し、第1党でメルケル首相の属するCDU/CSU、FDP、B 90/GRの3党間の連立交渉が開始された。しかし、総選挙後約2か月でFDPが連立交渉を打ち切ったため、安定政権の成立を図るシュタインマイヤー（Frank Walter Steinmeier）大統領の説得により下野を撤回したSPDとCDU/CSUの連立交渉が2018年1月に開始され、同年3月14日に第4次メルケル内閣が成立した<sup>(110)</sup>。結果として、第3次と第4次のメルケル内閣で連立与党に変更はなかったが、組閣期間は171日間を記録した<sup>(111)</sup>。

首相選挙の原則手続において、組閣期間が長期化した例はあるものの、下院の総議員の過半数の得票者が不在の場合に行われる第2回投票以降の手続（第63条第3項・第4項）の実例はなく<sup>(112)</sup>、大統領による首相候補者の指名が連立交渉の結果を踏まえた証左といえるであろう<sup>(113)</sup>。

## (2) 下院の任期中の首相選挙

その他の首相選挙3回は、下院任期中の首相の任意の辞職によるものであり、その実例は次の3例である<sup>(114)</sup>。

①下院第4任期中の1963年に第4次内閣のアデナウアー首相が辞職して首相選挙が行われ、リュプケ（Heinrich Lübke）大統領の指名したエアハルト（Ludwig Erhard）首相が後任者として選出された<sup>(115)</sup>。

②下院第5任期中の1966年に第2次内閣のエアハルト首相が辞職して首相選挙が行われ、リュプケ大統領の指名したキーゼンガー（Kurt Georg Kiesinger）首相が後任者として選出された<sup>(116)</sup>。

③下院第7任期中の1974年に第2次内閣のブランド首相が辞職して首相選挙が行われ、ハイネマン（Gustav W. Heinemann）大統領の指名したシュミット（Helmut Schmidt）首相が後任者として選出された<sup>(117)</sup>。

<sup>(109)</sup> 1969年総選挙後（下院第6任期冒頭）及び1983年総選挙後（下院第10任期冒頭）の組閣期間が24日間である。Schindler, hrsg., *op.cit.*<sup>(100)</sup>

<sup>(110)</sup> 河崎健「2017年ドイツ連邦議会選挙の結果と評価についての一考察」（特集 ヨーロッパの選挙・国民投票）『選挙研究』34(1), 2018.6, pp.62-63. 第4次メルケル内閣の組閣においても、大統領が政治的に重要な調整機能を果たしている。

<sup>(111)</sup> この171日間は、打ち切られたCDU/CSU、FDP、B 90/GRの3党間の連立交渉の期間を含む。„Kapitel 6.7 Regierungsbildung,“ *op.cit.*<sup>(106)</sup> ただし、この資料には、その期間は記載されていない。

<sup>(112)</sup> *ibid.*

<sup>(113)</sup> Winkelmann, hrsg., *op.cit.*<sup>(67)</sup>, § 4, 2, a), cc).

<sup>(114)</sup> Schindler, hrsg., *op.cit.*<sup>(101)</sup>, S. 1020-1022; „Kapitel 6.1 Wahl und Amtszeit der Bundeskanzler,“ *op.cit.*<sup>(62)</sup>

<sup>(115)</sup> 報道機関に対する国防機密漏洩事件の違法捜査の事後処理を不満とするFDPが閣僚の引揚げを表明し、連立の維持と引換えにアデナウアー首相は下院第4任期半ばの辞職を余儀なくされた。成瀬ほか編 前掲注(6), p.381. (高橋進執筆)

<sup>(116)</sup> 第2次エアハルト内閣の連立与党CDU/CSUとFDPの間に不況対策の財源をめぐる対立が生じ、FDPの連立解消後にSPDを加えた3党間で連立交渉が行われ、CDU/CSUとSPDのキーゼンガー大連立内閣が成立した。同上, pp.386-387. (高橋進執筆)

<sup>(117)</sup> 同上, p.405. (平島健司執筆)

①②の首相の辞職は連立与党間の確執に起因する事前に想定された辞職であり、直後に首相選挙が行われているが、②は連立与党の組替えが行われた点で①と異なっている。これに対し、③の首相の辞職は、首相府内のスパイ事件の発覚後直ちに行われた引責辞職であり、一旦シェール（Walter Scheel）首相臨時代理（基本法第69条第1項）の職務代行を経て原則手続による首相選挙が行われている。

## 2 不信任手続上の首相選挙

特別手続による首相選挙には、①不信任手続上の首相選挙（Ⅲ-2）、②信任手続に伴う首相選挙（Ⅲ-3-(2)）、③防衛事態の間の首相選挙（Ⅲ-4）があるが、②③の事例はないため、ここでは、①の事例を紹介する。

ドイツにおいて、下院の首相選挙と一体化した不信任手続の事例は2回ある。

不信任手続上の首相選挙2回は、下院の総議員の過半数の得票者がなく、首相の選出に至らなかった1972年の事例と、当該過半数の得票者が首相の後任者に選出された1982年の事例である。これらの不信任手続上の首相選挙は、いずれも別に行われた信任手続（3-(1)～(3)）に連続する政治的事象であるため適宜参照されたい。

### (1) 1972年の不信任手続上の首相選挙

第1次ブランド（Willy Brandt）内閣の東方政策に反対する与党議員の離党又は党籍変更により連立与党（SPD・FDP）が過半数割れ目となった1972年4月24日<sup>(118)</sup>、SPDのブランド首相の不信任とCDU/CSUのバルツェル（Rainer Barzel）候補の首相選出を求める議案が提出され、4月27日に下院でブランド首相の後任者の選挙が行われた。バルツェル候補の得票が下院の総議員の過半数に満たなかったため、後任者の選出に至らず不信任案も否決となった<sup>(119)</sup>。

### (2) 1982年の不信任手続上の首相選挙

1980年総選挙の結果、野党CDU/CSUが第1党、シュミット首相の属する与党SPDは第2党であったが連立与党で第3党のFDPと合わせて所属議員が下院の総議員の過半数となり、直後の下院（第9任期冒頭）の首相選挙で第3次シュミット内閣が成立した。しかし、巨額の雇用安定策（3-(2)）に対し、緊縮財政と企業活動の活性化を唱えて政策の方針転換を主張するFDPが1982年9月にSPDとの連立を解消して閣僚を引き揚げ、不信任手続上の首相選挙を経てCDU/CSUと連立を組んだ後に総選挙を行う意向を表明した。これにより第3次シュミット内閣はSPD単独の少数与党内閣に移行し、シュミット首相の不信任とCDU/CSUのコール（Helmut Kohl）候補の首相選出を求める議案が1982年9月28日に提出され、10月1日に下院でシュミット首相の後任者の選挙が行われた。コール候補は下院の総議員の過半数の得票でシュミット首相の後任者に選出され、シュミット首相の不信任決議が成立した。即日コール候

(118) 第1次ブランド内閣の連立与党の実際の過半数割れは、1972年5月のSPD所属議員の党籍離脱によるとされている。„6.6 Koalitionen und Opposition im Bund,“ Schindler, hrsg., *op.cit.*(100), S. 1129, 1134; „5.4 Fraktionswechsel und Fraktionsstärken,“ Schindler, hrsg., *ibid.*, S. 923-924, 933.

(119) 加藤一彦「第10章 ドイツ基本法における連邦首相と連邦議会との対抗関係性—連邦首相の信任動議の憲法問題—」『議会政の憲法規範統制—議会政治の正軌道を求めて—』三省堂, 2019, pp.239-240; 成瀬ほか編 前掲注(6), pp.403-404 (平島健司執筆); 石村修「西ドイツにおける議会の解散権 2」『専修法学論集』41号, 1985.3, pp.110-113.

補が首相に任命され、10月4日に第1次コール内閣が成立している。

### 3 狭義の信任手続

狭義の信任手続の事例は、①1972年のブランド首相の信任案、②1982年のシュミット首相の信任案、③同年のコール首相の信任案、④2001年のシュレーダー首相の信任案、⑤2005年のシュレーダー首相の信任案の各処理手続の事例がある。そのうち、附帯信任案が④の1件、その他は全て単独の信任案である。

②④は可決事例、①③⑤は否決事例であり下院が解散されている。否決事例のうち③⑤の下院解散については、連邦憲法裁判所の違憲審査が行われている。なお、連邦憲法裁判所の憲法判断については、(3)・(5)で簡単に触れるにとどめることとする。

また、基本法上の規定はないが、信任案に類似ないし関連する案件の手続事例があり、特段の法的効果は生じないが、これらも信任手続の事例と併せて紹介する。

#### (1) 1972年のブランド首相の信任案

1972年4月の不信任案が否決された第1次ブランド内閣(2-(1))は当面存続することとなったが、その後予算案が可否同数で否決され<sup>(120)</sup>、同年5月に連立与党の下院議員は過半数割れとなり、同内閣は少数与党内閣に移行した。同年6月にはこのような政権運営上の困難の打開に総選挙が必要な点が下院各政党間の共通認識となり、9月20日にブランド首相は本人の信任案を下院に提出し、総選挙で民意を問う意向を公表した。22日の採決では閣僚14人中13人の棄権で信任案が否決され、同日、ハイネマン大統領が首相の申出に応じて下院を解散した<sup>(121)</sup>。

このように、1972年のブランド首相の信任案は、少数与党内閣の政治的困難を打開するために解散目的で提出されたものである。

ちなみに、1972年の総選挙の結果、第1党SPDと第3党FDPの当選人は下院の総議員の過半数となり、両党は連立内閣を維持した。総選挙後(第7任期冒頭)の同年12月14日に下院の首相選挙でブランド首相が再選され、翌12月15日に第2次ブランド内閣が成立している。

#### (2) 1982年のシュミット首相の信任案

1980年総選挙の結果、第1党がCDU/CSUであったが、シュミット首相の所属政党で第2党のSPDは従来の連立与党で第3党のFDPと合わせて所属議員が下院の総議員の過半数となり、直後の下院(第9任期冒頭)の首相選挙で第3次シュミット内閣が成立した。しかし、第2次石油危機に端を発する不況下の1982年2月3日、巨額の雇用安定策を公表した首相は、その席上、信任案を提出する意向を示して即日下院に信任案を提出した<sup>(122)</sup>。同年2月5日の下院本会議の首相演説では、下院で連立与党が明らかに多数派であるため総選挙で民意を問う必要は全くない点を明確化する必要があるとして、内閣の内政外交上の諸政策に対する信任の表明を訴えた。信任案は連立与党の所属議員全員の賛成で可決され、一旦政権が安定化した<sup>(123)</sup>。

<sup>(120)</sup> 原則として、下院の議事は単純多数決で決し、可否同数のときは否決するものとされている。規則第48条第2項

<sup>(121)</sup> 石村 前掲注<sup>(10)</sup>, pp.113-114; 加藤 前掲注<sup>(10)</sup>, pp.240-241; „6.15 Vertrauensfrage des Bundeskanzlers,“ Schindler, hrsg., *op.cit.*(10), S. 1238-1242.

<sup>(122)</sup> BT-Drs. 9/1312, 3.2.1982.

<sup>(123)</sup> BT-PIPr. 9/84, S. 5050B-5055B.

信任案の提出目的は、連立与党の結束を図って内閣への支持を明確化することにあつたと報じられ<sup>(124)</sup>、解散目的でなかったことは信任案採決前の首相演説からも明らかである。しかし、約8か月後には、雇用安定策等の経済財政政策をめぐる与党間の対立から連立が解消され、シュミット首相の不信任決議が成立して後任者にコール首相が選出されている(2-(2))。

### (3) 1982年のコール首相の信任案

1982年10月の不信任手続上の首相選挙(2-(2))で選出されたコール首相は、10月13日に初の施政方針演説をして翌1983年3月に国民に信を問うため総選挙を行う意向を表明した。下野したSPDもおおむね早期解散待望論であつたとされ、予算成立後の同年12月13日に下院にコール首相の信任案が提出された<sup>(125)</sup>。同年12月17日の首相演説では解散目的の信任案であることに関する言及があつた<sup>(126)</sup>。同日の採決では、与党議員のほとんどが棄権して信任案が否決され、即日コール首相はカルステンズ(Karl Carstens)大統領に下院解散の申出をした<sup>(127)</sup>が、この段階では既に解散で全党の意思が一致していたと指摘されている<sup>(128)</sup>。

大統領はこの申出を慎重に検討し、解散権の行使期限の1983年1月6日に下院解散を決定した。大統領は、各党党首、下院議長等と協議して意見が一致したこと、下院の自主解散権を導入する基本法改正はなく、下院解散は信任案の否決等の場合に限られること等を前提として、下院が少数派の利益を損なっていないかどうかを検討するなどした上で、連立内閣が国民に信任を問う意向を示したこと等を勘案して下院解散に支障はないと判断したとされている<sup>(129)</sup>。

この信任案の否決後に行われた下院解散後の1983年1月17～20日に、下院議員4人が個別に原告となり連邦憲法裁判所に解散の合憲性を争う憲法訴訟が提起され、総選挙期日前の同年2月16日に請求が棄却されている<sup>(130)</sup>。

連邦憲法裁判所は、①下院の政治勢力関係の下で内閣の政策遂行が阻害され、政権維持の確保に支障が生じた場合でなければ、首相は下院解散の手続を開始してはならないこと<sup>(131)</sup>、②十分な多数派の支持がある首相は、下院解散を目的として、好期を見計らって信任案を否決させてはならないこと<sup>(132)</sup>を認めつつ、③首相による信任案の提出及び下院解散の申出の合憲性について、大統領は「解散を拒むべき」明白な「政治状況」がない限り、首相の判断を優先しなければならないこと<sup>(133)</sup>、④基本法第68条「による下院解散」については、「下院、首相、大統領という」憲法上の最高機関相互の政治的抑制と政治的調整の仕組みに委ねられ、各機関の判断が一致する限り、違憲審査は政治的行為が憲法上の明確な基準「に違反する」場合に限ら

(124) 「指導力にかげり 西独首相 信任は得たが 与党締め直し図る」『朝日新聞』1982.2.7; 「西独首相 議会に信任問う 失業救済策で与党分裂」『毎日新聞』1982.2.4; 「西独、首相を信任」『読売新聞』1982.2.6, 夕刊。

(125) BT-Drs. 9/2304, 13.12.1982.

(126) *ibid.* にも解散を目的として信任案を提出する旨の記載がある。

(127) このように、不信任決議を受けて退陣したシュミット首相(2-(2))には不可能であつた下院解散の申出を不信任決議と表裏一体の首相選挙で選出されたコール首相が行う結果となっている。

(128) „6.15 Vertrauensfrage des Bundeskanzlers,“ *op.cit.*(120), S. 1244-1246; 石村 前掲注(119), pp.118-121. ただし、コール首相の信任案の提出は、国民の人気の高いシュミット前首相がSPDの首相候補とならないことが明確化した段階での決断であつたとの指摘もある。加藤 前掲注(119), p.242.

(129) 石村 同上

(130) BVerfGE 62, 1 (Urteil v. 16.2.1983).

(131) BVerfGE 62, 44.

(132) BVerfGE 62, 42f.

(133) BVerfGE 62, 50f.

れること<sup>(134)</sup>を前提として大統領の裁量判断には瑕疵がないと判断し、下院解散の合憲性を認めている。〔〕内は筆者が補った。

#### (4) 2001年のシュレーダー首相の信任案

2001年9月11日に米国で発生したいわゆる9.11同時多発テロに関し、同年11月7日、第1次シュレーダー内閣は、アフガニスタンその他の地域へのドイツ軍の国外出動を承認する決議案<sup>(135)</sup>(以下「出動承認案」という。)を下院に提出した。しかし、軍のアフガニスタン出動には、与党内に反対論が強かった。同年11月13日にはシュレーダー首相が本人の信任案を提出し、出動承認案に附帯した<sup>(136)</sup>。同年11月14日には出動承認案の可決勧告をする報告書が下院外交委員会から提出され<sup>(137)</sup>、この可決勧告と首相の信任案が同年11月16日の下院本会議で一括して採決された。その結果、賛成が下院の総議員の過半数に達し、出動承認案と信任案は共に可決された<sup>(138)</sup>。

出動承認案は、連邦憲法裁判所の判例<sup>(139)</sup>上ドイツ軍の国外派兵に必要とされてきた下院の事前承認を求める決議案で、第1次シュレーダー内閣の連立与党(SPD・B 90/GR)内にあった異論を抑えて下院の承認が確実に得られるよう信任附帯案件とされたものである。基本法上、法案以外の信任附帯案件が可能なことを示す規定はないが、憲法判例とも相まって外交上の措置に対する憲法判例上の下院承認案件となる内閣提出議案として信任案の附帯が適切な案件と考えられる(Ⅲ-3-(4))。

このように、2001年のシュレーダー首相の信任案は、内閣がその政策遂行に必要な個別の案件の可決を図ることが目的となっている。

なお、連邦憲法裁判所の判例の背景には、軍の国外出動のような重要事項については最終的決定権が政府でなく議会に留保されていなければならないという「議会留保(Parlamentarvorbehalt)」<sup>(140)</sup>の考え方がありとされている<sup>(141)</sup>。2005年には、軍の国外出動に対する下院の承認手続を整備する議会関与法<sup>(142)</sup>が制定され、軍の国外出動に対する下院の承認を求める内閣提出議案は外交上の措置に対する法律上の下院承認案件となっている。

<sup>(134)</sup> 「ドイツの連邦議会解散をめぐる憲法判例」吉田栄司『憲法的責任追及制論Ⅰ』関西大学出版部、2010、pp.230-238。

<sup>(135)</sup> 「国際連合憲章第51条、北大西洋条約第5条並びに国際連合安全保障理事会決議1368号(2001)及び1373号(2001)に基づく対米国テロ攻撃への共同対処を支持する武装ドイツ軍隊の出動」と題する決議案BT-Drs. 14/7296, 7.11.2001.

<sup>(136)</sup> BT-Drs. 14/7440, 13.11.2001.

<sup>(137)</sup> BT-Drs. 14/7447, 14.11.2001.

<sup>(138)</sup> „Kapitel 6.14. Vertrauensfrage des Bundeskanzlers,“ Feldkamp et al., *op.cit.*(62) 松浦一夫『立憲主義と安全保障法制—同盟戦略に対応するドイツ連邦憲法裁判所の判例法形成—』三和書籍、2016、pp.224-230.

<sup>(139)</sup> BVerfGE 90, 286 (Urteil v. 12.7.1994). 判例紹介として、山内敏弘「ドイツ連邦軍のNATO域外派兵の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅱ 増補第2版』信山社出版、2006、pp.366-371.

<sup>(140)</sup> 『国会による行政統制—ドイツの「議会留保」をめぐる憲法理論と実務—』(調査資料2015-2 平成26年度国際政策セミナー報告書) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2015。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9481672\\_po\\_201508.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9481672_po_201508.pdf?contentNo=1)>

<sup>(141)</sup> 棟居快行「序—我が国の議院内閣制と国会による行政統制」同上、p.3.

<sup>(142)</sup> Gesetz über die parlamentarische Beteiligung bei der Entscheidung über den Einsatz bewaffneter Streitkräfte im Ausland (Parlamentarische Beteiligungsgesetz: ParlBG) vom 18. März 2005 (BGBl. I S. 775).

### (5) 2005年のシュレーダー首相の信任案

2002年総選挙の結果、第1党のSPDと第3党のB 90/GRの連立が維持され、同年10月22日に下院の首相選挙でシュレーダー首相が再選された。首相は2003年に社会保障費の削減を柱とする政策綱領「アジェンダ2010」を公表して推進したが、これに国民の支持が揺がらず、与党内部にその必要性を疑問視する意見が増加した。SPDが各地の州議会選挙で敗北を重ねた結果、2005年5月23日に首相は下院解散を目的とする信任案を提出する意向を表明し、同年6月27日に信任案を提出した<sup>(143)</sup>。同年7月1日の首相演説では信任案は下院の解散総選挙を目的とすることが表明され、直後の採決では与党SPD所属議員の6割弱が棄権して<sup>(144)</sup>信任案が否決されている。首相は即日ケーラー（Horst Köhler）大統領に下院解散の申出をし、同月21日に大統領が下院を解散して9月18日の総選挙施行を決定をしている<sup>(145)</sup>。

このように、2005年のシュレーダー首相が信任案を解散目的で提出したことは明らかである。なお、下院解散後に行われた2005年の総選挙後の下院（第16任期冒頭）の首相選挙で第1党となったCDU/CSUのメルケル首相が選出され、第2党のSPDを連立与党とする第1次メルケル内閣が成立している。

この信任案の否決による下院解散については、下院議員2人が個別に原告となり連邦憲法裁判所に憲法訴訟を提起したが、連邦憲法裁判所は下院解散を決定する大統領の判断に裁量権の濫用はないとして総選挙期日前の2005年8月25日に判決で請求を棄却している<sup>(146)</sup>。

### (6) 信任案の類似・関連案件

基本法には信任手続（第68条）や不信任手続（第67条）の規定はあるが、これらの規定によらない案件の提出が禁止されてはいない。このため、何ら法的効果は生じないが、信任案や不信任案に類似の案件ないし関連する案件の提出は可能であり、実例もある<sup>(147)</sup>。信任案に類似の案件ないし関連する案件として、首相に信任案の提出を要求する信任案提出要求案があり、1966年10月31日にエアハルト首相に対しSPDが提出した案件（同年11月8日否決）、1997年6月3日にコール首相に対し民主社会党（Partei des Demokratischen Sozialismus: PDS）が提出した案件（同年6月4日否決）、同年9月26日にコール首相に対しPDSが提出した案件（同年10月2日上程動議否決）がある<sup>(148)</sup>。

<sup>(143)</sup> BT-Drs. 15/5825.

<sup>(144)</sup> 表決をした与党議員のうち棄権者は、SPDでは245人中140人であるが、B 90/GRでは54人中8人にすぎない。なお、野党（CDU/CSUとFDP）の議員は全員が信任案に反対している。BT-PIPr 15/185, S.17485A-17487C.

<sup>(145)</sup> 村西良太「判例研究 公法判例研究—ドイツ連邦議会解散の基本法適合性が争われた事例（2005.8.25ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷判決、連邦憲法裁判所判例集未登載）—」『法政研究』73(1), 2006.7, p.125; 加藤 前掲注<sup>(119)</sup>, pp.244-245; „Kapitel 6.14. Vertrauensfrage des Bundeskanzlers,“ *op.cit.*<sup>(138)</sup>

<sup>(146)</sup> BVerfGE 114, 121 (Urteil v. 25.8.2005); 高田篤「ドイツ議会制民主主義論における議会の位相—連邦議会の解散をめぐる論議を手懸かりとして—」(特集 議会制民主主義の行方)『ジュリスト』1311号, 2006.5.1-15, pp.121-124; 宮地基「74 基本法68条による連邦議会の解散II」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 III』信山社出版, 2008, pp.454-460; 村西 同上。なお、この判決は、1983年の先例（BVerfGE 62, 1）を踏襲しており（村西 同, p.130; 高田 同, p.122）、判旨の紹介は省略した。

<sup>(147)</sup> „6.16 Missbilligungs- und Entlassungsanträge,“ Schindler, hrsg., *op.cit.*<sup>(100)</sup>, S. 1247-1254; „Kapitel 6.15 Missbilligungs- und Entlassungsanträge,“ 18.1.2022, Feldkamp et al., *op.cit.*<sup>(62)</sup>

<sup>(148)</sup> 同様に不信任案に類似の案件として、首相を含む各閣僚の問責決議案等がある。信任手続を主な考察の対象とする本稿では、紙幅の関係から紹介を省略した。



## 結びに代えて

ドイツの議院内閣制にも他国と同様に狭義の信任手続と不信任手続があるが、下院解散は、下院の首相選挙で総議員の過半数の票を得た当選人がないとき又は信任案が否決されたときに限られている。すなわち、不信任案が可決されても不可能な下院解散が、信任案が否決されると可能になる点が特徴的である。この事実は、信任手続の運用に深く影響を及ぼしている。

信任案は、①政権運営の安定化を図るものと<sup>(149)</sup>、②総選挙を行う契機とする解散目的のもの<sup>(150)</sup>に区分され<sup>(151)</sup>、②を違憲とする見解もある<sup>(152)</sup>。解散目的の信任案を違憲とする背景に、下院解散は信任案が否決された少数与党内閣の首相の対抗策であり、多数与党内閣の首相に解散の選択肢はないとする見方があると考えられる。他方、狭義の信任手続事例5件中3件が与党議員の棄権を伴う②の否決事例である背景に、下院の各政党がおおむね解散総選挙に異論がない場合であっても<sup>(153)</sup>、信任案の否決以外に適切な下院解散を行う方法がない点が考えられる。

そこで、①の信任案の可決事例に関する考察と、②の解散目的の信任案の解消策として、基本法を改正して自主解散制度を導入する試みがあった事実の指摘を加えて、本稿を閉じたい。

### 1 政権運営の安定化を図る信任案

1982年のシュミット首相の信任案と2001年のシュレーダー首相の信任案の信任手続は、政権運営の安定化を図る信任案の可決事例であったといえるであろう。そのうち、シュミット首相の信任案は、内閣の政策に対する連立与党内の異論を抑えて結束を図るものであったが、特定の政策を信任の対象としないで全般的な政権基盤の安定化を図るため、単独の信任案として提出されたものと考えられる。他方、シュレーダー首相の信任案は、ドイツ軍の国外出動承認案に附帯されたことから明らかなおおむね、連立与党内に異論の多い特定政策の遂行を図る信任案である。いずれの信任案も可決されて信任決議が成立している。

しかし、シュミット内閣がその後1年弱の間に不信任手続上の首相選挙でコール内閣に政権交代を余儀なくされた経緯から見れば、その信任決議には法的効果がないだけでなく、政治的効果にも限界があったことが見て取れる。他方、シュレーダー首相の信任決議により、連立与党内の異論を抑えてドイツ軍の国外出動が実現したことから見れば所期の成果を挙げたものと考えられる。

内閣の政策全般について下院の信任を得られたとしても、個別政策の遂行には時間が必要であり、その間に内閣の政策への異論が連立与党内で再燃するおそれを払拭できない。これに対

<sup>(149)</sup> 真正な信任案 (echte Vertrauensfrage) と呼ばれることもある。

<sup>(150)</sup> 不真正な信任案 (unechte Vertrauensfrage) と呼ばれることもある。

<sup>(151)</sup> 例えば、Hans-Peter Schneider und Wolfgang Zeh, „Koalitionen, Kanzlerwahl und Kabinettsbildung,“ *idem*, hrsg., *op. cit.* (69), S. 1309.

<sup>(152)</sup> Matthias Hartwig, „Misstrauen ist gut, Kontrolle ist besser: Die Auflösung des Bundestages im Verfahren des Art. 68 GG: Anmerkung zur Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts vom 25. August 2005,“ *Der Staat*, Bd. 45, H. 3, 2006, S. 418-423.

<sup>(153)</sup> 1972年と1982年の信任手続では、下院の全政党が解散総選挙を行う意向であったとされ、2005年の信任手続でも、信任案の採決結果から見る限り、解散総選挙に野党議員は異論がなく、与党議員のうち两大政党の一方のSPDの所属議員の大半は、解散総選挙に賛成の意向であったと考えられる。

し、個別政策の遂行に必要な案件を信任附帯案件として可決すれば政策の実現を見ることができるようになる。ただし、信任案と信任附帯案件との議決要件の差が附帯信任案が少ない一因である可能性については既に指摘したとおりである（Ⅲ-3-(4)）。

いずれにせよ、政権運営の安定化を図る信任案の事例2件は、いずれも少数与党内閣が提出したものでなかったことは確かである。2001年のシュレーダー首相の附帯信任案が所期の成果を挙げたことを考慮すれば、少数与党内閣か否かは別として、信任案には連立与党内の結束を図る目的があり、ひいては党議拘束を強化する政治的効果が期待できると考えられる。

## 2 自主解散制度の導入の試み

否決事例の信任案3件は全て解散目的のものであり、与野党が解散の方向でおおむね一致していたことを背景として否決されたものと指摘されている（Ⅳ-3-(1)・(3)・(5)、脚注(153)）。そこで、解散目的信任案の解消策として、下院の自主解散制度を導入する基本法改正が提唱されてきた。例えば、1973年に下院にいわゆる「憲法改革予備調査会（Enquetekommission Verfassungsreform）」が置かれ、下院の自主解散制度の導入を含む勧告を行っている<sup>(154)</sup>。また、1992年に発足した両院合同憲法調査会（Gemeinsame Verfassungskommission）にSPDは下院が総議員の3分の2の特別多数決で自主解散決議を行う制度を提案したが、この提案は1993年6月に調査会委員の3分の2の多数の賛成を得られずに否決され<sup>(155)</sup>、同調査会最終勧告<sup>(156)</sup>には掲載されなかった。

最近では、信任案の否決による下院解散の制度は、運用により、事実上の自主解散制度に変遷をしたかどうか論じられている<sup>(157)</sup>。ただし、連邦憲法裁判所の判例上、下院解散の決定に当たる大統領にとって優先的な考慮事項とされる首相の判断がむしろ重要となる。また、信任案の可決の要件は下院の総議員の過半数であるため、多数与党内閣の首相が提出した信任案は、与党議員の多数が棄権すれば、仮に野党議員が賛成しても可決は困難となる。

今後、例えば、野党第1党が下院解散の違憲性を主張して憲法訴訟を提起することがあれば、従来と異なり下院解散における与党の主導性が露呈する。それでも連邦憲法裁判所が下院解散の違憲性を認定することはないのか否か、事例や判例の推移が注目される。

（かわしま たろう）

<sup>(154)</sup> 憲法改革予備調査会は、自主解散制度を導入する方法として、基本法第38条（下院の任期）に下院が総議員の4分の1の発議により、総議員の3分の2の多数で任期の満了前の終了を議決することができる旨の第2項を設ける改正を勧告し、規定上は「自主解散」の語を用いていない。BT-Drs. 7/5924, 9.12.1976, S.27, 39-42, 247-248.

<sup>(155)</sup> この自主解散決議（規定上は任期の満了前の終了の決議）の制度の提案の否決の理由は、不信任に関する基本法第67条を潜脱する結果となること、下院解散に関する大統領の裁量権や判断権を排除すること等とされている。山口和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』591号、2000.4、p.52。また、困難な状況下の合意形成圧力が自主解散制度で失われ、安易に総選挙に頼りかねないこと、4年任期で選挙された下院議員はその間の任務を全うすべきこと、現行基本法上の建設的不信任には政権交代で政治的展開に対応する十分な柔軟性があること、自主解散は憲法機関相互の均衡を崩し、政治体制を不安定化するおそれがあること等も理由とされている。BT-Drs. 12/6000, 5.11.1993, S. 87-88.

<sup>(156)</sup> 「ドイツ憲法問題合同調査会最終勧告」吉田 前掲注<sup>(13)</sup>、pp.434-443.

<sup>(157)</sup> Thomas Holzner, *Die normative Kraft des Faktischen: Die Vertrauensfrage nach Art. 68 GG - stiller Verfassungswandel hin zu einem Selbstauflösungsrecht?* (SÖR, Bd. 1122), Berlin: Duncker & Humblot, 2009, S. 123-125, 147-149.

別表 ドイツ下院の基本法上の信任手続事例

下院 (連邦議会) 任期 (初日・末日) 解散・総選挙	大統領 任期 (初日・末日) 選挙期日	内閣 成立 総辞職	信任手続			(採決結果)	
			提出等 年 月 日	首相選挙 信任案	区分	要件 要件	得票 賛成
1949.8.14 総選挙 1949.9.7 開始	1949.9.12 選挙 1949.9.13 開始 1949.9.15 首相候補指名	1949.9.20 成立	1949 9 15	首相選挙	選	202	202
第1任期							
1953.9.6 総選挙 1953.9.7 満了	ホイス大統領① 1953.10.9 首相候補指名	第1次アデナウアー内閣 (CDU/CSU+FDP+DP) 1953.10.20 総辞職 1953.10.20 成立	1953 10 9	首相選挙	選	244	305
1953.10.6 開始							
第2任期	1954.7.17 選挙 1954.9.12 満了 1954.9.13 開始	第2次アデナウアー内閣 (CDU/CSU+FDP+DP+GB/BHE) (CDU/CSU+FDP+DP : 1955.7.23-) (CDU/CSU+DP+FVP <sup>(1)</sup> : 1956.3.21-)	1957 10 22	首相選挙	選	249	274
1957.9.15 総選挙 1957.10.6 満了							
1957.10.15 開始	1957.10.22 首相候補指名	1957.10.29 総辞職 1957.10.29 成立	1961 11 7	首相選挙	選	250	258
第3任期	1959.7.1 選挙 1959.9.12 満了 1959.9.13 開始						
1961.9.17 総選挙 1961.10.15 満了	ホイス大統領②	第3次アデナウアー内閣 (CDU/CSU+DP) (CDU/CSU : 1960.9.20-)	1963 10 16	首相選挙	選	250	279
1961.10.17 開始							
第4任期	1963.10.16 首相候補指名	1963.10.17 成立 <sup>(3)</sup>	1965 10 20	首相選挙	選	249	251
1961.11.7 開始	1961.11.7 首相候補指名	1961.11.14 総辞職 1961.11.14 成立					
1965.9.19 総選挙 1965.10.17 満了	リュプケ大統領①	第4次アデナウアー内閣 (CDU/CSU+FDP) 1962.12.14 内閣改造 <sup>(2)</sup> (CDU/CSU+FDP) 1963.10.15 総辞職	1966 10 31	信任案提出要求案 (SPD) →首相要求拒絶	246 反対	255 賛成	
1965.10.19 開始							
第5任期	1965.10.20 首相候補指名	1965.10.20 総辞職 <sup>(4)</sup> 1965.10.26 成立	1966 12 1	首相選挙	選	249	340
1965.12.1 開始	1966.11.30 総辞職	1966.12.1 成立					

下院(連邦議会) 任期(初日・末日) 解散・総選挙	大統領 任期(初日・末日) 選挙期日	内閣 成立 総辞職	信任手続			(採決結果)		
			提出等 年月日	首相選挙 信任案	区分	要件 要件	得票 賛成	
1969.9.28 総選挙 1969.10.19 満了 1969.10.20 開始	1969.3.5 選挙 1969.6.30 辞職 1969.7.1 開始	キージンガー内閣 (CDU/CSU+SPD)						
	1969.10.20 総辞職							
第6任期 1972.9.22 解散	1969.10.21 首相候補指名		1969 10 21	首相選挙	選	249	251	
	1969.10.22 成立							
	1972.11.19 総選挙 1972.12.13 開始	第1次ブランド内閣 (SPD+FDP)	1972 4 27	後任首相選挙—パルツェル首相候補 (CDU/CSU) 落選	不	249	247	
1972.9.22 解散	1972 9 20		首相信任案—否決	信	249	233		
1972.11.19 総選挙 1972.12.13 開始	1972.12.14 首相候補指名	1972.12.14 総辞職 1972.12.15 成立	1972 12 14	首相選挙	選	249	269	
第7任期 1976.10.3 総選挙 1976.12.13 満了 1976.12.14 開始	1974.5.15 選挙 1974.5.16 首相候補指名	第2次ブランド内閣 (SPD+FDP) 1974.5.6 プラント首相辞職 シェール首相臨時代理						
	1974.5.16 首相候補指名	1974.5.16 総辞職 1974.5.17 成立 <sup>(5)</sup>	1974 5 16	首相選挙	選	249	267	
	1974.6.30 満了 1974.7.1 開始	第1次シュミット内閣 (SPD+FDP)						
1976.10.3 総選挙 1976.12.13 満了 1976.12.14 開始	1976.12.15 首相候補指名		1976.12.15 総辞職 1976.12.17 成立	1976 12 15	首相選挙	選	249	250
第8任期 1980.10.5 総選挙 1980.11.4 終了 1980.11.4 開始	1979.5.23 選挙 1979.6.30 満了 1979.7.1 開始	第2次シュミット内閣 (SPD+FDP)						
	1980.10.5 総選挙 1980.11.4 終了 1980.11.4 開始		1980.11.5 首相候補指名	1980.11.5 総辞職 1980.11.6 成立	1980 11 5	首相選挙	選	249
	1980.10.5 総選挙 1980.11.4 終了 1980.11.4 開始	1980.11.5 首相候補指名	1980.11.6 成立					
第9任期 1983.1.7 解散 <sup>(6)</sup> 1983.3.6 総選挙	1982.10.1 総辞職	第3次シュミット内閣 (SPD+FDP) (SPD: 1982.9.17-)	1982 2 3	首相信任案—可決	信	249	269	
	1982.10.1 総辞職		1982 10 1	後任首相選挙—コール首相候補 (CDU/ CSU +FDP) 当選	不	249	256	
	1983.1.7 解散 <sup>(6)</sup> 1983.3.6 総選挙	1982.10.4 成立	第1次コール内閣 (CDU/CSU+FDP)	1982 12 13	信任案—否決	信	249	8

ドイツ基本法上の議院内閣制における信任

下院(連邦議会) 任期(初日・末日) 解散・総選挙	大統領 任期(初日・末日) 選挙期日	内閣 成立 総辞職	信任手続		(採決結果)			
			提出等 年月日	首相選挙 信任案	区分	要件 要件	得票 賛成	
1983.3.29 終了 1983.3.29 開始	1983.3.29 首相候補指名	1983.3.29 総辞職	1983	3 29	首相選挙	選	250	271
第10任期 1987.1.25 総選挙 1987.2.18 終了 1987.2.18 開始	1983.3.30 成立	第2次コール内閣 (CDU/CSU+FDP)						
	1984.5.23 選挙							
	1984.6.30 満了 1984.7.1 開始							
	ヴァイツゼッカー大統領①							
1987.2.18 終了 1987.2.18 開始	1987.3.11 首相候補指名	1987.3.11 総辞職	1987	3 11	首相選挙	選	249	253
第11任期 1990.12.2 総選挙 1990.12.20 終了 1990.12.20 開始	1987.3.12 成立	第3次コール内閣 (CDU/CSU+FDP) (CDU/CSU+FDP+DSU : 1990.10.3-)						
	1989.5.23 選挙							
	1989.6.30 満了 1989.7.1 開始							
	ヴァイツゼッカー大統領②							
1990.12.20 終了 1990.12.20 開始	1991.1.17 首相候補指名	1991.1.17 総辞職	1991	1 17	首相選挙		332	378
第12任期 1994.10.16 総選挙 1994.11.10 終了 1994.11.10 開始	1991.1.18 成立	第4次コール内閣 (CDU/CSU+FDP)						
	1994.5.23 選挙							
	1994.6.30 満了 1994.7.1 開始							
	ヴァイツゼッカー大統領②							
1994.11.10 終了 1994.11.10 開始	1994.11.15 首相候補指名	1994.11.15 総辞職	1994	11 15	首相選挙	選	337	338
第13任期 1998.9.27 総選挙 1998.10.26 終了 1998.10.26 開始	1994.11.17 成立	第5次コール内閣 (CDU/CSU+FDP)						
	ヘルツォーク大統領							
	1997.6.3 信任案提出要求案 (PDS) 一否決			— <sup>(7)</sup>	— <sup>(7)</sup>			
	1997.9.26 信任案提出要求案 (PDS) 一上程動議否決 <sup>(8)</sup>			—	—			
1998.10.26 終了 1998.10.26 開始	1998.10.27 総辞職							
第14任期 2002.9.22 総選挙	1998.10.27 首相候補指名	1998.10.27 成立	1998	10 27	首相選挙	選	335	351
	1999.5.23 選挙	第1次シュレーダー内閣 (SPD+B 90/GR)						
	1999.6.30 満了 1999.7.1 開始							
	ラウ大統領							
2001.11.13 ドイツ軍国外出動承認案附帯信任案 一可決			附	334	336			

下院(連邦議会)	大統領	内閣	信任手続			(採決結果)	
			提出等	首相選挙 信任案	区分	要件 要件	得票 賛成
任期(初日・末日) 解散・総選挙	任期(初日・末日) 選挙期日	成立 総辞職	年月日				
2002.10.17 終了 2002.10.17 開始		2002.10.22 総辞職					
第15任期	2002.10.22 首相候補指名	2002.10.22 成立	2002	10	22	首相選挙	選 302 305
	2004.5.23 選挙 2004.6.30 満了 2004.7.1 開始	第2次シュレーダー内閣 (SPD+B 90/GR)					
2005.7.21 解散			2005	6	27	首相信任案一否決	信 301 151
2005.9.18 総選挙	ケーラー大統領①						
2005.10.18 終了 2005.10.18 開始		2005.11.22 総辞職					
第16任期	2005.11.22 首相候補指名	2005.11.22 成立	2005	11	22	首相選挙	選 308 397
	2009.5.23 選挙 2009.6.30 満了 2009.7.1 開始	第1次メルケル内閣 (CDU/CSU+SPD)					
2009.9.27 総選挙							
2009.10.27 終了 2009.10.27 開始	ケーラー大統領②						
第17任期	2009.10.28 首相候補指名	2009.10.28 成立	2009	10	28	首相選挙	選 312 323
	2010.5.30 辞職 2010.5.31 開始	第2次メルケル内閣 (CDU/CSU+FDP)					
ベールンゼン大統領代行 2010.6.30 選挙 <sup>(9)</sup> 2010.6.30 終了 2010.6.30 開始							
第17任期	ヴルフ大統領						
	2012.2.17 辞職 2012.2.17 開始						
第17任期	ゼーホーファー大統領代行 2012.3.18 選挙 2012.3.18 終了 2012.3.18 開始						
	2013.9.22 総選挙						
2013.10.22 終了 2013.10.22 開始	ガウク大統領						
第18任期	2013.12.17 首相候補指名	2013.12.17 成立	2013	12	17	首相選挙	選 316 462
	2017.2.12 選挙 2017.3.18 満了 2017.3.19 開始	第3次メルケル内閣 (CDU/CSU+SPD)					
2017.9.24 総選挙							
2017.10.24 終了 2017.10.24 開始		2018.3.14 総辞職					
第19任期	2018.3.14 首相候補指名	2018.3.14 成立	2018	3	14	首相選挙	選 355 364
	シュタインマイヤー大統領①						
2021.9.26 総選挙		第4次メルケル内閣 (CDU/CSU+SPD)					

下院 (連邦議会)	大統領	内閣	信任手続			(採決結果)	
任期 (初日・末日)	任期 (初日・末日)	成立	提出等	首相選挙	区分	要件	得票
解散・総選挙	選挙期日	総辞職	年月日	信任案		要件	賛成
2021.10.26 終了 2021.10.26 開始		第4次メルケル内閣 (CDU/CSU+SPD)					
		2021.12.8 総辞職					
第20任期	2021.12.8 首相候補指名	2021.12.8 成立	2021 12 8	首相選挙	選	369	395
	2022.2.13 選挙 2022.3.18 満了 2022.3.19 開始	シュルツ内閣 (SPD+B 90/GR+FDP)					
	シュタインマイヤー大統領②						

(凡例)

- 信任案の処理手続を太字としたほか、当選人が選出された首相選挙 (不信任手続上の首相選挙を含む。) も、その信任手続として太字とした。なお、信任手続欄末尾の記号中、「選」は原則手続による首相選挙、「不」は不信任手続上の首相選挙を示し、さらに、「信」は信任案、特に「附」は附帯信任案の各処理手続を示す。ただし、厳密に言えば信任手続といい難いもの (下記 5.) については、空欄のままとした。
  - 提出等年月日の欄には、首相選挙 (不信任手続上の首相選挙を含む。) については首相選挙の年月日を、信任案その他の案件については、その提出年月日を記載した。
  - 採決結果の左欄には議決要件 (下院の総議員の過半数)、右欄には首相選挙 (信任事項欄末尾の記号が「選」又は「不」) については首相指名候補の得票、信任案 (同様に「信」、「附」) については賛成票の票数を記載した。ただし、信任案提出要求案については、左側に反対票、右側に賛成票を記載した。
  - 内閣成立日付は、いわゆる組閣宣誓の日付とした。
  - 厳密に言えば信任手続といい難いものは、網掛けで示した。
  - 内閣欄の ( ) 内の略語は与党を、うち太字は首相の所属政党を示す。与党構成の変更については、変更日付の後に改めて連立与党を表示した。各政党の略語は、次のとおりである。
    - ・ B 90/GR: BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN (同盟 90 / 緑の党)
    - ・ CDU: Christlich Demokratische Union (キリスト教民主同盟)
    - ・ CSU: Christlich-Soziale Union (キリスト教社会同盟)
    - ・ DP: Deutsche Partei (ドイツ党)
    - ・ DSU: Deutsche Soziale Union (ドイツ社会同盟)
    - ・ FDP: Freie Demokratische Partei (自由民主党)
    - ・ FVP: Freie Volkspartei (自由国民党)
    - ・ GB/BHE: Gesamtdeutscher Block – Block der Heimatvertriebenen und Entrechteten (全ドイツブロック / 祖国及び権利喪失者同盟)
    - ・ SPD: Sozialdemokratische Partei Deutschlands (社会民主党)
- なお、ドイツの保守政党 CDU と同党がないバイエルン州の保守政党 CSU の両党は姉妹政党として常に協力関係にあり、一体的に CDU/CSU と表記した。

(注)

- FDP は連立解消等をめぐり分裂し、大臣 4 人を含む連立残留派下院議員 16 人が 1956 年 2 月 23 日に FDP 会派を離脱。2 月 25 日、FDP は連立解消。FDP を離脱した下院議員が同年 3 月 1 日に結成した新会派 Arbeitsgemeinschaft Freier Demokraten: AFD は 3 月 15 日 Demokratische Arbeitsgemeinschaft: DA と改称、3 月 21 日に連立政権加入、6 月 23 ~ 24 日に新党 Freie Volkspartei: FVP を結成し、6 月 26 日に会派も同名に改称。翌 1957 年 1 月 20 日には FDP・DP 両党が合併し Deutsche Partei (Deutsche Partei/Freie Volkspartei) を新設。3 月 14 日には同名の統一会派が下院に認定されている。Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos, 1999, S. 109, 965f, 1124ff.
- ibid.*, S. 1037-1038, 1192; BT-PIPr. 4/53, 14.12.1962, S. 2331D, 2333A.
- BT-PIPr. 4/89, 17.10.1963, S. 4185-4186.
- Helmut Winkelmann, Hrsg., *Handbuch für die parlamentarische Praxis: mit Kommentar zur Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages*, Köln: Wolters Kluwer/ Luchterhand, 2013-, Stand: Dez. 2020 (Lfg. Nr.33), GO-BT (Kommentar), § 4, Geschichtlicher Rückblick.
- BT-PIPr. 7/99, 17.5.1974, S. 6589f; BT-PIPr. 7/100, 17.5.1974, S. 6593.
- 日付は解散の効力発生日とした。なお、解散の告示はその前日 (1983.1.6) である。
- 挙手又は起立の採決により、反対多数で否決された。BT-PIPr. 13/177, 4.6.1997, S. 15940A.
- この信任案提出要求案 (BT-Drs. 13/8613) は、これを議事日程に追加する動議が否決され (BT-PIPr. 13/195, 2.10.1997, S. 17577A)、廃案となった。
- „14. Bundesversammlung (30. Juni 2010),“ *Die Bundesversammlungen seit 1949 – Dokumentation*. Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/bundesversammlung/14bundesversammlung-486528>>

(出典) 主に、Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos, 1999. Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/datenhandbuch>>; Michael F. Feldkamp et al., *Das Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages*. *ibid.* <<https://www.bundestag.de/datenhandbuch>> を参考に筆者作成。